

1. 議事日程（第8日目）

日程第 1 一般質問

1. 高橋 健君
 - (1) 上天草市の財政について
 - (2) 6次産業について
 - (3) 施設の使用料金について
2. 窪田 進市君
 - (1) TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）について
 - (2) 住宅建設の検討について
3. 齋塚 安親君
 - (1) 松島庁舎建設問題について
4. 西本 輝幸君
 - (1) 使用料等滞納額の不納欠損処理について
 - (2) 国民年金事業状況について
 - (3) 姫戸地区の水源について

2. 本日の出席議員は次のとおりである。（21名）

議長	堀江 隆臣		
1 番	平田 晶子	2 番	何川 雅彦
4 番	須崎 光枝	5 番	宮下 昌子
7 番	高橋 健	8 番	小西 涼司
10 番	川口 望	11 番	田中 万里
14 番	園田 一博	15 番	窪田 進市
17 番	桑原 千知	18 番	渡辺 勝也
20 番	齋塚 安親	21 番	新宅 靖司
3 番	田中 辰夫	6 番	西本 輝幸
9 番	島田 光久	13 番	北垣 潮
16 番	津留 和子	19 番	田中 勝毅

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

な し

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	永森 良一	市民生活部長	佐伯 秀昭
建設部長	尾上 徳廣	経済振興部長	坂中 孝臣
教育部長	村枝 誠二	健康福祉部長	杉田 省吾
会計管理者	杉田 良一	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	松本 和任	総務課長	橋本 秀雄
財政課長	竹下 学		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	森内 孝生	局長 補 佐	野崎 秀満
主 事	川端 彰	参 事	大石智奈美

開議 午前10時00分

○議長（堀江 隆臣君） おはようございます。

これより会議を開きます。

議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 一般質問

○議長（堀江 隆臣君） 本日は一般質問を行います。

日程第1、一般質問。

一般質問の通告がっておりますので、順次発言を許します。

7番、高橋健君。

○7番（高橋 健君） 皆さん、おはようございます。7番、高橋です。議長のお許しがありましたので、ただいまから一般質問を行いたいと思います。

私の一般質問は今回3点です。1点目が上天草市の財政について、2点目が6次産業について、3点目が施設の使用料金について。三つとも少なからず絡みがありますし、行ったり来たりすることがあるかもしれませんけれども、あらかじめ御了承願いたいと思います。

では、通告に基づいて1番から行きたいと思います。上天草市の財政について。

市長が就任されて早3年、4年が過ぎようとしております。川端市長がなられるときに、財政再建を最重要課題にするということで取り組みをされてこられました。再生と自立。こういう一

般質問をするに当たって、もう一回市長のマニフェストなるものを読ませていただきました。第2章で、再生と自立ということで、上天草市の財政は危機的状況にある財政再建団体に転落する状況である。これが市の最優先課題で財政再建は先送りができない。今後3年以内に財政問題に片をつけ、財政を好転しなければ市の運営はやっていけないと。簡単にですけれども、書いてあるものを読ませていただきました。

では、この3年、4年を振り返って財政はどうなったのかと、改めまして私も検証、私ごときが検証しても仕方がないのですけれども、実際見てみようかと思いました。なぜかという、ここにいる議員の皆様方全員で議会報告会をやらせていただいたのですけれども、財政に関しての質問とかそういうのは全くと言っていいほどなかったのではないのかと思います。恐らくこれに関しましては、好転しているのだというのを市民の皆様方が理解をされている。

では、果たしてどのように好転をしたかを執行部としてはどう考えているのかというのを、実際の数字、皆様お手元にあると思うのですけれども、経常収支比率、財政力指数、実質公債費比率、財政調整基金、もう一つ最後にちょっと絡みがあるのですが、人口の増減率というこの5点の平成16年から22年までの数値を出してグラフにさせていただきました。多分、議員の皆様方のお手元にあると思います。こういう数字が出ていますので、実際、これに関して執行部としてどういうふうにとらえているのかを御説明よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） おはようございます。9月は大変御迷惑をかけましたけれども、きょうは元気で出てまいりました。よろしくお願ひしたいと思います。この川端市政の3年有余の間にどういう状況に変化していったのかということに対してお答えいたします。

皆様も御承知のとおり、平成18年度の財政状況を見ますと危機的な状況でした。第2の夕張になるのではないかということで、その根拠として、実質公債費比率が18.9%、経常収支比率が99.3%というような非常に悪い状況で、いつ再建団体に転落してもおかしくないような状況でした。そういう中、4月に市長が就任されましてすぐ、まずこれを最優先事項ということで、リバイバルプラン、つまり財政健全化計画を策定しております。その内容については既に御承知ですので割愛させていただきますけれども、今、高橋議員がおっしゃったように、まず財政問題を解決することが再生あるいは自立につながるのだという観点のもとこの3年有余やってまいりました。

その結果としてどうだったかということですが、私どもは日々と申しますか、短期間にはかなり注意しながら財政運営に当たってきております。

まず、経常収支比率ですけれども、平成18年度を申し上げますと99.3%。では、これが現在どうかというと、21年度の決算でいきますと91.7%ということになります。

財政力指数が平成18年度は0.275ポイント、21年度が0.278ポイントということで0.003ポイント改善されております。経常収支比率に至っては7.6ポイント改善されております。

実質公債費比率が平成18年度が18.9%、21年度の実績が16.1%ということで2.8%の改善です。この実質公債費比率は3カ年の平均ですので、単年度でいきますと15%台に乗っております。

財政調整基金ですけれども、平成18年度が4億8,039万6,000円でしたけれども、21年度の実績として8億7,584万7,000円とふえております。

それと、御質問の中にはございませんでしたけれども、三つほど申し上げております。

財政調整基金のほかに、財政運営上欠くことのできないものに減債基金というものがあります。これが平成18年度は1億7,135万9,000円でしたけれども、21年度は2億9,005万5,000円まで回復させております。

また、地方債残高、これも非常に重要な数字なのですが、これは普通会計だけ申し上げますと、平成16年度に244億4,619万9,000円でしたが、21年度になりますと204億2,746万3,000円と、実に40億1,873万6,000円減っております。

それと、実質の単年度収支ですが、いわば黒字か赤字かという行政運営上の最大の指標になりますけれども、平成16、17、18年、いずれの3カ年もこの実質単年度収支は赤字でした。例えば、平成16年度が4億4,721万円の赤字、17年度が3億5,966万円の赤字ということで推移してきております。18年度については先ほど申し上げた額になります。そういうことで、これが18年度については1億635万8,000円の赤字でしたけれども、これがリバイバルプランの策定、実施によって現在の実質単年度収支は4億7,075万円ということで、大幅に改善されております。

あるいは、財政調整基金、減債ですけれども、21年度の実績は先ほど述べたとおりなのですが、実は今年度に入りまして、財調の場合は、当初9月補正で2億円、今回また充当していますけれども、予算の中で4億円、6億円ということで、これを21年度末の現在高に足しますと、14億7,584万7,000円ということになります。減債基金に至っては当初予算で8,000万円、9月で5,000万円、今回お願いしております2億円、合わせますと6億2,005万5,000円ということで、両方を合わせました額は20億9,500万円と約21億円まで来ております。

この21億円というのは、うちの財政標準規模が約110億円ですので、まことに大変な数字でございます。私も財政課長の経験がございますけれども、何とかこの減債基金と財調を合わせて20億円台に乗せたいというのが最大の目標でもありましたし、また、市長御自身もそういう考えのもとで指揮をとってきておられます。

ですから、この3年有余の中で特筆すべきことは、経常収支比率が大幅に改善されて、21年度の実績が14市の中で6番目にランクづけされております。財政力指数並びに実質公債費比率、財調については確かに改善はされたものの、まだ14市中上位には来ておりませんので、今後、経常収支比率と同様、中位にランクされるような財政規律を保ちながらの努力というのは今後も必要かと思っております。

最後になりますけれども、経常収支比率の目標値は94.8%ですので、これは既にクリアしております。財政力指数は1に近いほどいいわけですが、0.278ポイントということで、ま

だ道半ばでございます。実質公債費比率は15%が目標でございますが、現在16.1%、しかし、先ほど言いましたように単年度では15%台に乗っております。財政調整基金は10億円ということで目標を立てておりましたけれども、これも約5億円オーバーということになります。地方債残高につきましては目標値は23年度で194億円という数字を出しておりますけれども、これもほぼ達成されるのではないかと考えております。

そういうことで、自画自賛になるかと思っておりますけれども、職員の努力、あるいは市民の皆様の御協力、御理解によって、あるいは市長の強い意思のもと、この問題と取り組んできた結果、大きな好転を見せております。多分上天草市の歴史の中で市史の一つに加えられるような内容ではないかと思っております。それ相当の評価をいただいているのかなと思っておりますが、まだまだ課題、問題等もたくさんありますので、今後さらに市民の皆様の負託にこたえるように職員一丸となって努力を重ねてまいりたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 余りよくない頭で私なりにまとめたいと思います。

ここに数字的にはないのですけれども、多分、収入、使えるお金というのは年々減ってきているわけです。しかしながら、市の運営を家計に例えるならば、家計簿をつけたら最初の2年は赤字だったんだけど、だんだん黒字になってきましたと。でも、入ってくるお金は減ってきているわけです、当然、税収も下がっています。多分そうだと思います、数字的にはですね。でも、それなりに数字が回復してきたということは、一番最後に部長が言われたように、職員の努力並びに市民の協力のおかげであると私も本当にそうとらえます。なぜかという、入ってくるお金自体は減っているわけですから、当然どこかにしわ寄せは来ていると思うんです。ですから、この財政破綻を免れたことに関しては確かに非常に評価は受けていいと思います。

ただ、それを市民がどうとらえるかはなかなかわかりづらいところなのではないかと思っております。私は個人的にそう思いますし、実際、行政コストの圧縮が財政再建の成功の一つの要因だと思うんです。

今度の第70号議案で、人事院勧告で職員の給料を引き下げるんですが、条例は既に可決しました。私も可決の方向で賛成させていただきました。しかしながら、個人的な名前を出していいかわかりませんが、宮下議員が、下げるだけが能ではないと、しっかり対価は支払いして消費の方向に促すように行っていけばどうですかという感じで意見されていたと思います。

私もその意見に関しては一部賛成でございます。仕事はやった分だけの対価は当然払わなければいけないですし、繰り返しになりますけれども、入ってきているお金はございません。でも、成果を上げているということは、市民なり職員がしっかり頑張っているから今があるんです。だったら胸張って給料は人事院勧告が出されようが出されまいが、そのままでいいのかなと思っております。

ただ、今までは具体的に目標、今までも目標数値は出てきていたかもしれませんが、私

も小学生に走ることを教えています。子どもには必ず大なり小なり目標を持たせます。いつも頑張れ頑張れではきついです、子どもも。多分今の職員さんたち、市民さんたちは頑張れ頑張れと。何でと。お金がないから頑張れ頑張れと。私はそれには限界があると思います。それなりにやったことに対しては評価もしなければならぬですし、対価も払っていかねばいけないと思います。ただ、目標は達成してからですよというのが私の考えですから、今度の70号議案に関しては私は賛成しました。

ただし、ここに目標数値がありますけれども、財政力指数0.46ポイント、経常収支比率80%から85%、財政調整基金は17億円、減債基金8億円、実質公債費比率15%、これがクリアできたなら、いかなる人事院勧告が国のほうからあっても、市としては、うちは必要ないと、うちはしっかりやれているからそういうのには従いませんと。人事院勧告を辞書で調べさせていただきましたけれども、全く拘束力はないとあります。実際、人事院勧告をすべて受け入れているかというような感じでちょっとお聞きしたところによると、すべてではないという感じで上天草市も聞いております。やはり、やったことに関してはしっかり評価していくべきではないかと思えますし、これからはその目標数値を職員の末端にまでしっかりたたき込んでいって、目標達成したら自分たちの給料は確保できるのだと言っていけば、もっともっと職員さんたちは意欲を持って仕事ができるのではないかと思います。

話が少し戻りますけれども、関連してですけれども、税収がどんどん減ってきていますが、22年に国勢調査が、私も書いて出したんですけれども、実施されたと思います。それに関して、先ほどの新聞には、人口2万9千何人と書いてありましたけれども、実際皆さんにお配りした資料の裏面に人口の推移というのがございます。大体平成16年から22年まで、1年に平均550名ぐらい減っているのです。しかしながら、世帯数を見てもらっていいですか、平成16年の1万2,280という世帯数、それが平成22年は1万2,265という世帯数になっています。15しか減っていないんです。人口は3,500人も減っているけれども、世帯は15しか減っていない。この数値、グラフを見て私が個人的に推測してみたんですけれども、核家族化が当然進んでいる。プラスアルファ、子どもたちがやはり就職で上天草市外のほうを出ていってしまっているという現状があるのではないかと。当然お年寄りが亡くなられているということも考えられますけれども、世帯数は減ってないんだけど人口は減っているということは、当然外に仕事に出ていると、出稼ぎや何やらで行っていると考えたほうが一番理にかなうのではないかと私なりに思っております。

先ほども紹介しましたけれども、市長のマニフェストの第2章、財政再建が一つ目となったときに、二つ目の大きな問題は過疎化だと。過疎化は緩やかに進行し、過疎化に歯どめをかけるためには、市民の皆様が豊かになっていき、幸せを実感していただくことが大事だと。所得の向上と雇用の場を確保しなければならないと書いてあります。しかしながら、人口は平成16年から平成22年まで550名ずつ減っています。でも、世帯数は減っていないということで、何らかの手立てのヒントは出ているのではないかと思います。

この人口減についてどのように執行部としてはとらえておられるのか、意見を聞かせてください。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 各部ございますので、それぞれとらえ方に多少の相違はあるかと思えますけれども、今、議員がおっしゃったように、過疎化という、要するになかなか雇用の場がつかれないと、そのために若者が出ていってしまっていると、せつかくの人材が流出という状況が続いております。

それで、市長も言っておりますように、財政再建の暁には経済振興に軸足をシフトして、何とか大きなテーマであります問題に歯どめをかけたいということで、今その方向に動いているのは皆様御承知のとおりだと思います。

それで、非常に残念ながらこういう状況が続いております。前回の国調のときに3万2,502人という人口を数えましたけれども、先日の新聞にも紹介されておりましたが、県が出しました推計人口では2万9,000人台まで落ちております。3万人を割らなければいいがなと思っておりますけれども、これが仮に減った場合どうなるかという、当然、交付税算定の中で地方交付税の12条、13条、特に13条の測定単位という部分で、いろいろな部分に人口が絡んでまいります。ここで減少になるということで、正確には申し上げられませんが、1,000人仮に減ったとすれば、1億円程度の交付税の減少。逆に1,000人ふえたならばその逆ということで、1,000人単位でいきますと1億円程度の減収になるのではないかと懸念をしております。

いずれにしても、今後この過疎に対する歯どめに全力で取り組んでいかなければいけないだろうと思っております。英知の結集で何とかこれに歯どめをかけたいと強く思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 人口の減少に関しましては、先ほどの部長の答弁からもありますように、交付税の算定において非常に重要になってきます。ただし、人口を急にふやしましょうといってもなかなかできないことです。現に5年間で3,500人減っているわけでございます。でも、これに関しましては、どうにか歯どめをかけていかないと、収入は少なくなるわ、数値は上げろというのはなかなか難しいと思っております。財政再建まだ道半ばという言葉を使われましたけれども、よりこの目標数値を達成するのを早めるためには、人口ということにも、多分目は向けていらっしゃると思っておりますけれども、次の質問にもちょっとかかわってきますが、軸足をそろそろ向けていかないと人口の増加にはつながらないのではないかと私なりに考えております。

財政課のほうに、これだけ人数が減ったら交付金減りますかと単刀直入に尋ねましたけれども、実質減るのは減るでしょうけれども、減ったら減ったでいろいろな計算式があつて、はっきり減るとまでは言えないのですというのが職員さんの答えでした。私も財政課に足を運んで、そこら辺をもう少し勉強して、次の議会にでもまた話ができればなと思っております。

ともかくにも、市長が3年間で財政再建をしっかりとやってこられたと私は評価しております。現状を見まして、市長の感想ではないですが、今後だったり、そういうのがございましたら、意見をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） では、財政健全化ということを目頭からテーマとしていただいております。

私は、上天草市の歴史をどう刻んでいくかということ、市の行政運営の責任者として常々考えているんですけども、長い歴史をこれから刻むわけでありますが、平成16年に合併いたしました、上天草市がまずどうしてもしなくてはいけないことは自治体としての基礎づくりではないかと思っております。

これから上天草市は10年、20年、30年、あるいはそれ以上継続していくわけでありませんが、まずもって今しなければいけなかったのが、財政の健全化を通じた自治体としての基礎づくり、もっと端的に言いますと、行政の改革であり、行政コストの圧縮であり、財務の改善であり、財政的な体力でありますし、そういったもろもろの基礎をつくらないと何もできないと感じておりました。財政状況が好転しない、あるいは財政の心配がある中では教育もできませんし、また、経済の立て直しもできませんし、あらゆることが中途半端に終わってしまうという懸念がありましたので、まずもって2年、3年ほどは行政コストの圧縮に大々的に取り組ませていただきまして、先ほど総務企画部長の答弁にあったように、幸いながら数字的にはいろいろな面から好転の状況が見えております。

特に、家計で言いますと普通預金になりますが、財政調整基金また減債基金というものが大幅に積めることができて、今後もし上天草市で突発的な事件、事故等があった場合にはすぐ手当てできるような体制が整っております。

また、先ほど一般会計における地方債現在高の減少の話がございましたけれども、これは特別会計も合わせますと60億円、70億円近く借金を減らしてきておりまして、そういった意味でも、皆さんにもう心配いただかなくていいような財務体質になってきたのかなということを感じております。

いろいろな方に御協力いただきましたけれども、自治体としての基礎を少しずつではありますが達成してきているのかと思っております。

今後のテーマについては、議員御指摘のとおり過疎化という部分が重くのしかかっておりますけれども、それをとらえてどう解決するか、または、どうストップして市の活力を取り戻すか、こちらに力点が置かれております。端的に言うと経済の立て直しでありますけれども、これをどうにか達成しなければいけないと思っております。

日本全国が人口減少社会を迎えている中で、私どもとして人口をふやすという作業は非常に困難かもわかりませんが、ただ、一部では成功している自治体もございまして、今研究しておりますが、島根県の隠岐島に海士町というところがございまして、ここは1次産業に付加価値をつけ

て、冷凍のC A Sシステムとかを早い段階から取り入れています。ここは実は人口がふえているという現象もございます。やはり、自治体の経営のいかににより人口も増減すると、自治体としての競争も現実的に行われているということで、改めて気を引き締めなければいけないと感じているところであります。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 市長におかれましては、先ほどからの繰り返しになりますけれども、財政再建に関しましては私なりに非常に評価しております。あとは、先ほどから申し上げるように目標数値を達成したら職員さんたちに対してはしっかりと、人事院勧告がありますけれども、独自に条例を上天草市で改正をすることは可能でございます。職員も市民も議会、我々も必死になって自分の給料は自分で確保できるように一生懸命頑張っていきたいと思っております。それが多分、市の発展につながると思いますし、胸を張って、私は議員です、私は上天草市職員ですと言えるような取り組みをしていきたいと思っておりますので、目標数値を達成したらぜひその辺もお願いいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

これも関連していきますけれども、6次産業についてでございます。この6次産業という言葉もこれも調べさせていただいたんですけれども、1次産業が農業だったり漁業だったり、それを加工するのが2次産業、それを売るのが3次産業、1足す2足す3で6次産業と。いわゆる造語、つくられた言葉になりますけれども。

この6次産業を目指していく中で、6次産業をどういう辞書、パソコンで調べていっても二つの言葉が必ずキーワードとして出てきます。一つがブランド化、もう一つが付加価値をつける。この言葉が至るところで出てきます。議会報告会でも言われました、今、さんぱーの横に食品開発加工センターを建設中ですがけれども、恐らくこの開発加工センターが付加価値というところになって、恐らくブランド化というところがブランド化推進協議会というのが設置されていると聞いておりますけれども。この二つのキーワードをクリアするためにその二つができ上がっているのではないかなと理解しております。

この二つのキーワードをうまく生かせれば恐らく6次産業の発展につながると思いますので、では、その二つのキーワードに対しての取り組みについての具体的計画だとか、今後の取り組みだとか、先ほどもお話をしましたように目標設定をどういうふうな感じで執行部側として考えているのかお聞かせいただければ、お願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） おはようございます。議員から農林水産物の開発加工センターの事業内容及び今後の事業計画ということでお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

農林水産物の加工品開発研究センターの建設検討につきましては、4月に上天草市農林水産物開発加工センター建設プロジェクトチームを設立いたしました。総務企画部が3名、経済振興部が3名、市議会より3名、産業団体4名の13名で構成されております。現在も検討を進めてま

っております。

内容としたしましては、開発加工センターの建設及び施設の整備に関する事、開発センターの運営及び運営方法に関する事、農林水産物の生産者及び関係団体との調整に関する事について検討を行っております。建設場所及び建設整備計画及び管理運営方法につきましても承認をいただきました。

このプロジェクトチームのチーム会議の場では、産業団体の方々から、加工品の開発は個人の力では資金面、技術面で取り組むのが非常に困難であるため、そうした部分に対してぜひとも行政が支援していただけないかと御意見をいただきました。こうしたことから、上天草市産のさまざまな1次産品を活用した加工品等の開発・研究、商品化及び販路開拓支援を行うために、農林水産工が一体となって推進していく組織として、来週12月15日に上天草市農林水産物ブランド推進協議会を設立したいと考えております。

今後、3月中には開業予定でございます、農林水産加工品の研究開発センターを拠点といたしまして、上天草市の1次産品を活用したブランド商品化を推進してまいります。積極的な販売促進を図っていくことも考えております。

協議会の主な取り組みとしたしましては、ブランド品の認証制度の計画、施行。ブランド品の研究開発支援、ブランド品の開発促進、情報収集、発信。具体的に今現在計画しておりますことにつきましては、加工技術の研修、試作品の開発、バイヤー等による売れる商品の開発セミナー、パッケージ等・商品名の研修、企画販売の専門家による商標登録販売セミナーなど、加工品の開発研究に必要な支援策及び販売促進支援を行うこととしております。

平成23年度の事業計画としたしましては、ふるさと雇用再生特別基金を活用いたしまして、ブランド推進協議会専門職員の採用と事業費確保を計画しております、より専門性の高い支援に取り組むこととしております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） その二つのキーワードについて取り組んでいくというような形で答弁ございましたけれども、私的にもやっていく中で一つ気になるのが、市場調査とかそういうのは一体どういうふうな感じで考えてらっしゃるのかなというふうに思いますので、加工場だったりブランド推進室がやるのか、そこら辺の役割分担ではないですけども、それはどのように考えてらっしゃいますか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 役割分担と申しますか、ブランド推進室のメンバーとしたしましては、職員は専従が一人おります。あともう1名は生産者の方たちとの交渉、あと2名につきましては販路拡大のための職員2名。それと今回ブランド推進協議会ということを立て上げてやりますのは、そこに開発をするメンバーがいりますので、結局は商品加工に関する専門分野の方たちをお願いをしたい。

その中で、結局推進室のメンバーと協議会のメンバーの中の皆さんとで、とにかく企業であったり個人であったりされる方たちが、私はこういうような商品を開発したい、こういうのを生産しているというようなことで開発に入ります。そうした場合についていかなる企業の方であったり個人の方の思いが、この加工という形でいろいろな商品として変化していきます。その中で協議をしていく中で、自分のものとして商品ができ上がったならば、自分で会社を興していただいたりとか、自分の家で生産をしていただいたりだとか、そういうための段階を経たところの研究開発の部門で、ブランド推進室と加工品の推進協議会のほうの双方でやっていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 双方で力強くやっていただくという答弁がございましたけれども、私も議員する前までは体育館に勤務しておりましたので、よく教育委員会が準備をしに来たり、商工観光課が準備をしに来たりやっておられましたけれども、これはうちの課ではないから関係ないとかいうやりとりを端で見させていただいております。しかしながら、この6次産業の推進については、恐らくいろいろな課が必死になってやらないと無理なのではないか。だから、ブランド推進室というのができたと思うんです。双方協力してやるというふうに答弁されたので、そこら辺の連携はしっかり密にやってほしいなと思います。

それと、これは余談になりますけれども、市場調査ということで私述べさせてもらったんですけども、これはテレビで見たことをそのまま言葉にしますけれども、テレビ東京のガイアの夜明けというテレビを見ました。埼玉、千葉近郊で住宅を販売している急激に伸びている会社がある。そこでは32歳をターゲットにして住宅を販売している。ちょうど会社の立場的にも安定をしてきて、子どもも小学校1年生、2年生ぐらいが二人、家のローンを組むにもちょうどよい—東京近郊でしたら高いですから、35年ローンを組むには分岐点の年が32歳だと。それで、そういうのを分譲住宅で販売すると、よその住宅の金額が2,500万円だとしてそこが3,000万円で売っても抽選をしなければならぬくらい飛ぶように売れている、急激に売れている。なぜかという、32歳というのをコンセプトにしてしっかり設計からマーケティングまでやっているという放送がございました。

ですから、とにもかくにも、上天草市が潤えばいいわけですから、全国でヒットする商品を何が何でもつくってください。結果がすべてです。何でもいいのです。市民が喜ぶように結果を出していただけるように努力をしてください。ただそれには一朝一夕にはいきません。それなりの努力も必要です。ニーズを把握することも大事なのではないですか。この先を見込むことも大事になってくると思います。非常に難しいことだとは思いますが、それを最大のヒット商品、全国的なヒット商品を出すということを最大の目標に頑張っていただきたいなと思います。

その最大の目標が達成された暁には、議会報告会でも何度となく言われました、食品開発加工センターが大矢野にばっかりできて、私たちのところには何もできないと。私は個人的に場所は

どこでもいいのかと思いますので、ぜひヒット商品をつくっていただいて、1,000人ぐらいの雇用ができるような工場を、個人的には大矢野町以外で構いません、松島でも、姫戸でも、龍ヶ岳でも構いませんので、それぐらい雇用ができるような施設を、仮に最大目標が達成されたならばお願いしたいと思いますけれども、これは経済振興部では答えにくいので。答えますか。どうぞ。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） ありがたいお言葉ありがとうございます。一生懸命私たちは上天草市のブランドということで取り組んでまいります。

先ほど言われました3町のどこかに設置を希望をされているというようなことでございますけれども、そこにつきましては、加工品の開発研究センターを活用いたしまして、すぐれた商品ができてまいりましたならば、これを増産する拠点が必要になってきます。それで、各事業所の方々が行う取り組みでありますので、経済の活性化や雇用創出といった地域振興に大きく貢献することとなりますので、何らかの側面的な支援は絶対必要になってくるかと考えております。例えば、公共遊休用地の提供、誘致企業支援制度を活用した資金的援助なども必要だと思います。そうした場合に、本市全域の均衡ある発展の観点から言いましても、市全域を視野に入れた加工場の開発について取り組んでいく必要があると考えております。

今後も引き続き事業者のニーズを的確に把握しながら、こういった支援策が必要か検討してまいります。現在のところ上天草市独自の工業用地というのはありますけれども、どうしても工業用団地とかいうことについてはまだありません。しかし、今学校が統合されてまいりますので、学校とか保育園の統合跡地を工業用地として使わせていただければと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 経済振興部長の名刺の裏のとおり命がけで達成していただければ、先ほどの話ではないですけれども、恐らく人口の減に歯どめがかかるのではないかと思いますし、本当にこれも話が飛んで申しわけないんですけれども、余談になりますけれども、地元高校倍増計画を、これは教育委員会にもかかわってくるんですけれども、進めていくなかでいろいろな事業をやってみようかとしたときに、上天草高校に行ってください、松島商業高校に行ってくださいというときに、二言目に保護者さんから返ってくるのが「仕事場がですね」という言葉です。ですから、先ほども話をしましたけれども、うちはここ、うちはここではなくてやっぱり連携してやらないと物事は達成されませんので、そこら辺も何度も申し上げますとおりによろしく願いしときます。

一番最後に、本当にこれは私の個人的な希望なんですけれども、工場は別に大矢野町ではなくても構いません、ほか3町に建ててもらって構いません。それで均衡ある発展というのであれば全然それで構いませんので、私はそう考えますけれども、市長、なかなか明言できにくいと思いますけれども、仮に大ヒット商品ができた場合にはどういたしますか。明言できれば明言しても

raitai desu keredo, boyakashite moratte mo gowaimasen. douzou.

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） ヒット商品ができてほかに製造工場が必要だという場合においては、当然大矢野町だけではなくて旧4町あわせたとところで立地条件のいいところを選定していくべきだと思いますし、この段階で恐らく民間主体になると思いますので、そこは一緒になってやらせていただきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） ぜひ実現するように、行政もそれに全力を尽くしていただければなと思います。

では、2点目も終わりました、均衡ある発展という言葉キーワードにしまして、3番目の施設の使用料についてということになります。

この施設の使用料について、なぜここでまた私が話をするのか。ことしの3月議会でも9月議会でも私は一般質問で述べさせていただいております。類似施設の料金が若干違うんです。これに関しましては、もう4町合併して何年もたつたから統一したらどうですかという形で申し上げてきました。現に9月議会におきましては、12月には指定管理者の選定があります。そういう類似関係の施設の使用料などの見直しを実際9月議会で上げてきて、12月議会には指定管理者を選定します、これでいいですかという形で出したほうがいいのではないですかというのを、ことしの3月議会でも話をしております。しかしながら、今回は自然休養村だけの利用料金の改正という形で上がってきておりますけれども、これに関しましてどう考えていらっしゃるのかと思います。実際、私に関しましては3月議会でも申しておりますし、9月議会でも申しておりますので、それを12月議会にこのような形でここだけというのは、どのような理由からかというのをお聞かせ願えればと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（村枝 誠二君） それでは、高橋議員の御質問にお答えさせていただきたいと思っております。

今回の自然休養村管理センターと公民館の施設利用につきましては、地域住民の皆様の利便性を高めるために時間区分を撤廃しまして、時間区分の料金を基本に算定しまして時間単位の使用料とし、改正をお願いしておりますけれども、そのほかの社会体育施設であります大矢野総合運動スポーツ公園及び松島総合運動公園におきましては、議員御指摘のとおり使用料が統一なされていない部分がございます。バレーボールのセンターコート、テニスコート、会議室の使用料、そして冷暖房費などの使用料金の統一がなされていない状況でございます。したがって、この二つの施設の使用料につきましては、同等の施設部分及び冷暖房費などを統一するため現在検討をいたしております。そういったことで来年の3月の定例議会におきましては、この施設部分の統一を図るために、条例の一部改正を提出するよう準備を進めているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに存じます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） よく理解はしているんですけども、前回指定管理者を選定されるときに料金を改正される案が出されました。そのときには指定管理者に対して事前に説明があったのか、値段を下げることに値段を上げることの説明があったのかという意見が総務委員会の中で出たという話を聞いていますし、市民の負担を多くするのはどうかという意見が出たというのも聞いております。

先ほどの均衡ある発展という話の中で、10円、100円の中からその均衡という言葉をしっかりやっていかないと大きな部分での均衡ある発展というのは私は望めないと。10円、100円を言っているのではなくて、そこをやらないと大きなところでの均衡ある発展はまずあり得ないのではないか。高くなっても安くなっても構わないです、統一をしてくださいという形で私は何度も申し上げてきています。

それで、実際指定管理者を選定するに当たって、事前に自然休養村の金額を下げますからどうぞ応募してくださいというのは告知してあったのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 教育部長。

○教育部長（村枝 誠二君） この自然休養村の指定管理者につきましては、現地説明会でも利用料金につきまして特段そういった指定管理者からの御質問等はありませんでしたけれども、自然休養村の使用料につきましては、以前から時間区分でありまして、今回これを時間単位で一応お願いするというので、指定管理者の方々にも十分説明をいたして御理解をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 多分、時間が足りなくなると思いますので、総務委員会のほうでこれ以上はやっていきたいと思います。ただ私が先ほどもお話をしておりますけれども、指定管理の際にいろいろな人に公募する場合には、自分たちのところの整備をまずやってからが先なのではないかというふうに思います。私はそれを去年の3月から執行部のほうに提言し続けてきております。私が言っていることが間違っているのかと思ってしまうほど今度のこの指定管理に関しては思っております。1点目の一般質問の中で、執行部さんたちは一生懸命頑張っていますと褒めたにもかかわらず、一方では私は3月議会から言っていることがなっていない。私が言っていることが間違いなら間違いと教えてほしいというのが私の意見でございます、どうなんですか、そこら辺を答えられる人がいたらだれかに答えていただければ。

○議長（堀江 隆臣君） どなたに答弁求めるか。総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 確かに御指摘の部分がありまして、反省すべきところはしなければいけないだろうと思いますが、実は平成19年度から20年度にかけて財政課長をしておりましたときに、一部の公共施設について料金の見直しをさせていただきました。それで、

先ほどおっしゃったように直接市民生活にかかわることですので、高橋議員がおっしゃったように100円、200円の世界ではないわけです。ですから、そういうことも当然踏まえての改正ということをしなければいけないかと思います。ただ、順序が逆になっておりますけれども、今回議案として出しております施設の指定管理者には御承認いただいた上で、リスク分担、あるいは使用料の改正等の協議をさせていただくということで、総括的な部分であります総務課のほうではそういう考え方を持っております。ただ、3月なり、5月なり、9月なりに指摘をしておきながらいまだ姿が見えないというのは、これは職務怠慢と言われても仕方ないのかなとも思いますが、そこは謙虚に受けとめて今後に生かしたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（堀江 隆臣君） 高橋君。

○7番（高橋 健君） 時間も少ないのでまとめたいと思います。高く設定しようとも安く設定しようともいいです。類似施設に関しましては施設使用料しっかり統一をしてほしいと思います。そういう一般質問を出した後に、教育部長におかれましてはすぐさまアロマにほうに向かれまして、実際どの使用料が違うのかというヒアリングをされているというのも耳に届いております。その勢いで今後もほかの類似施設に関しましては施設使用料の統一をお願いしておきます。それが、さきの4町の均衡ある上天草市の発展、まず小さいことからですけれどもやっていくということが、そのようなことにつながると私は信じております。

今後も執行部の皆様方におかれましては、多分、議員さんは今から一般質問とか、いろいろ市民の議会報告会で出たことを言われます。多分、今度の一般質問はそういうほうに集中いたします。私どもの声ではないのです。市民の声だと思って、私以下、一般質問される方の言われることにしっかり耳を傾けて、今後の上天草市の発展につなげていってほしいと思っております。

これで7番、高橋の一般質問を終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、7番、高橋健君の一般質問が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

15番、窪田進市君。

○15番（窪田 進市君） 15番窪田進市です。

早速でございますが、今回通告をいたしてございます2点について質問をいたします。

まず第1点、TPP環太平洋戦略的経済連携協定について。第2点、住宅建設としておりましたが、住宅団地事業の取り組みについて。この2点であります。

まず、第1点目のTPP問題について質問をいたします。

先月11月ごろから大変新聞、テレビを初め報道機関等で大きく取り上げられております問題

の一つにＴＰＰ、いわゆる自由化の件があります。このことは国のかかわる次元の非常に高い案件でありまして、地方自治あるいは私たちが判断し解決できるものではありませんが、あえて今回取り上げさせていただきました。

来年９月の合意に向けて、諸外国との協議に参加する意思を国は、そして菅総理大臣が所信表明いたしておりますが、全国の農業団体及び国民の中で大きな波紋を呼んでいる現状にあります。

ＴＰＰ協議に参加をして自由貿易を進めなければ、これからの日本は取り残されて発展はないという協議に賛成する論、半面、完全自由化すれば日本の農業は壊滅的な打撃を受ける結果になるという協議への反対者の意見に分かれております。この賛否両論、私たちにとりましてはなかなか判断するための深い知識は持ち得ませんけれども、考えてみますと大変重要な案件だと思います。したがって私たちが地域の地域でも、あるいはこの行政の中でも、その見解なり考え方を深めていかなければならない問題であると思います。

そこでまず、このＴＰＰ環太平洋経済連携協定はいろいろ関係しておりますけれども、そのことについて市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） ＴＰＰについては１０月の国会所信表明の中で菅総理大臣が提唱し、参加の方向であるということから論議が出ております。

このＴＰＰについていろいろと議論があっておりますけれども、２点ありまして、まず第１点は、国際政治の中で、中国を取り巻く環境をどう構築するかという地政学的な部分からＴＰＰというのは始まっているというふうに思っております。ＴＰＰについてはシンガポールが提唱し始めたわけでありまして、ＡＰＥＣまたはＡＳＥＡＮといういろいろな枠組みの中で、新たに端的に言えば中国包囲網に近いものだと思いますけれども、そういったものをつくるべきではないかという流れの中でＴＰＰ論議が始まっております。

ただ実際のところ、この中身については議員御指摘のような自由化でありまして、その自由化の中身についてはわかり知れない影響があるということも想定されます。国内の農業、あるいは畜産は多大な影響を受けますし、当市のおいても試算上でありますけれども、総生産額９億７００万円に対して８億程度の影響が見込まれるというふうに想定しております。

したがって私どもといたしましては、１１月１８日付でＴＰＰに対する意見書を出しているところでございます。内閣総理大臣そして衆議院議長、参議院議長、３名に対してＴＰＰに対する意見書を出させていただいております。意見書の趣旨は、早急なる導入に対する断固とした反対でございます。また導入するのであれば十分農業振興策を掲示した上で進めていただきたいという趣旨でございます。国において今議論が始まっております、来年のたしか６月ぐらいだったかと思いますが、一定の方向性が出るようでありまして、とにかく慎重にさせていただきたいと思っておりますし、また逆転的な発想でいいますと、こういった自由化を通じて農業の改革というのにも進めるべき時期にも来ているのかというふうに私は個人的には思っております。

意見を集約しますと、拙速なやり方ではなくて、十分に検証、あるいは今後の方向性を示した

上で我が国の食と安全を守るという観点から取り組んでいただきたいと思いますところであり
ます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 今市長から所見を伺いまして、現在のいろいろな両論の中にも今の提
言にありましたようなことがうたわれております。そこで、この5年間で就農の方々が20%も
減っている。そして、その就業農家の平均年齢が65歳を超えたというふうに言われております。
5年でそうでありますし、振り返ってみますと我が国がちょうど高度成長に入った昭和40年ぐ
らいから、ほとんど農業あるいは食料を置き去りにいたした結果、今の農地は非常に荒れ放題に
なっておりますし、あるいはもう農業では生活できないといった危機に現在至っておりますのも、
私個人的には政府のそういった農政に対する責任であると、失策であるというふうに思っている
ところでございます。

外国の輸入品、例えばギョウザで中毒事件が起こった、これは大変だということ国会の中でいろ
いろされまして、もう外国から輸入しないと、そして安全、安心な食物をつくるように今後取り
組んでいくと。あるいは偽装食品が次から次に出たときには我が国で食料は補うべきだと非常に
論じられておりながら、一過性のような感じがいたしまして、またまた自由化の問題が出てくる
わけであります。

政府は非常に安全性を重点にとらえながら、もう一つは食糧の自給率が今40%に下がってし
まっている、これを是が非でも50%には上げていかなければ大変生命産業である食料が危うい、
このような形で言われております。自由化するということと、それから食の安全性とか自給率を
高めるといふところは、どうも整合性が見えないというふうに思います。

もう一つは、この際足腰の強い農業を日本の農業はつくるべきだと言われますが、市長からも
提言がありましたように、まだまだ今非常に性急に国が提案した中では、どういうものが足腰の
強い農業として示されているのか全く現状では見えないままでの協議参加には反対である。農
業のみならず農家のみならず、食料を私たちは非常に大切としているわけですから国民の有事だ
というふうに思います。

先ほど話しましたように、現在では荒廃地がずっと出てまいりまして、よくイノシシの話が出
ますけれども、本当に耕作するところと耕地がほとんどばらばらになっております。人間の住む
ところと耕地が荒れ放題になっておりまして、イノシシが大発生したのはそういうことにも起因
するのだというふうに言われております。

もう一つ今回自由化しますTPPは、今までは例えば関税をかけて年間計画しながら自由化す
るのだと。例えば、米のウルグアイラウンドとかをずっと今までもやってきました。今回は完
全に税制を撤廃する自由化でありますので、恐らく今言いましたように、日本の農家は、外国の
100倍、あるいは何百倍という面積のところと競争することは全くできない。日本は1人当
たり110坪ぐらいが、人口当たりにはますと耕地の面積で、外国は1人当たり何十町とあるわけ
ですから、そういう大規模なところと競争はできないというところがあると思います。

そこで、私はこういったことを含めて、上天草でもそういう県が示すような大規模とか、例えば個人であれば4町ぐらい一人で作くりなさいと、それから、団体営であれば20町ぐらいの営農集団とかいうのでなければ本当の競争力はありませんと、そのように3年ぐらい前に農地改革でされましたけれども、そういった20町とか4町はとりあえず私たちの市には該当するものはほとんどないというふうに思います。

したがって、それはそれとして日本の農業を大規模集約化するのは間違っていない政策であることは疑いませんけれども、上天草市のこれから食料を大切に、そして狭い農地であってもこの温暖な農地を生かしながら、兼業であってもいいと思います、高齢者の農業でいいと思いますけれども、地域に合った土地使用を含めての農業政策も必要だろうというふうに思います。

そこで、そういうことも含めて上天草市にとってこのTPPはどういったことに影響するととらえているのか。それから今申し上げましたように、今後の上天草市の農地あるいは農家、あるいは活気ある地域産業のためにどういった農業政策があるのか、そのことを今後しっかりしなくてはいけないと思いますから、この2点について部長からのお答えをお願いしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 議員から申し上げられたとおりでございます。このTPPにつきましても、原則関税が撤廃されることとなりますので、農林水産省、県におきましても、農業への影響額の試算が発表されております。米、小麦、牛肉、牛乳、乳製品、豚肉、鶏肉、総額で、国のほうで4兆1,000億円。県のほうで1,147億円という状況でございます。上天草市におきましても、国と県の算出方法に準じまして影響額を試算しました。米は総生産額2億5,000万円でございますけれども、減少率が100%です。全額減少額になります。小麦の分野では総生産額が100万円、これも減少率100%。牛肉は総生産額が2億2,000万円、減少率で83%、減少額が1億8,300万円。牛乳、乳製品の総生産額が2億5,000万円、減少率で100%、全額でございます。豚肉は総生産額1億1,000万円、減少率で80%、減少額が8,800万円。鶏肉は総生産額が7,600万円、減少率で65%、減少額で4,940万円でございます。

以上の品目の総額が9億700万円に対しまして、減少額が8億2,140万円の影響が見込まれるということでございますので、先ほど市長からも申し上げたとおり、地元のJAあまくささんから11月18日付でTPPの交渉参加反対に関する緊急要請状が参りました。それにつきまして、上天草市としてもどうしてもこの件については見過ごすことができない、遺憾の問題であると認識をいたしまして、先ほど市長が申し上げましたとおり、その旨の意見書を11月18日付で衆議院、参議院の両議長と内閣総理大臣あてに提出をしたところであります。今後も国の動向などを注視しながら、TPP参加問題に対しましては適切に対応していく必要があると思います。

農家経済の今後の対策の御質問でございますけれども、ことしから米の戸別所得補償制度が試験的に始まりました。農業経営全体に対する所得補償策までには至っておりません。県とも連携をしながら、先ほど言われました足腰の強い農業づくりとして売れる作物、付加価値の高い作物を推奨してまいりたいと考えております。経営規模、施設の問題等に当たりましても、なかなか

農業所得の向上までには結びついていない現状であります。高齢化により就農者の減少も、先ほど言われましたとおり始まっております。今後の対策といたしまして、耕作放棄地、遊休農地の発生防止といたしまして、農作業受託農家の掘り起こしとして、農地の貸し借りのあっせんを図りまして、小規模高齢者農家の農業経営の負担を軽減できるように頑張ってもらいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 今後はそういうことに取り組むということでございますが、どうぞひとつ、貸し借りの問題につきましても、農業委員会のいろいろな制約があったり農地の制約がありますので、これはどこも特区を設けたり、あるいは下限面積を緩和したりということで進んでおりますから、どうぞ具体的に進めていただきたいと思います。

今話がありましたように、小規模でも兼業でも複合でも農地を生かせる農業はいっぱいあると思います。それから、高齢者でも農地を利用しながら農業を大事にしたいということがあります。この前ちょうどテレビのそういう番組がっておりますということで晩電話がありまして、ちょっとチャンネルをひねりますと、いろいろな今後の農業のあり方が論じられておりました。その方々の話では、先ほど申し上げましたように大規模にして外国と競争をしていく政策というのは最も大事なことである。しかし、今もう一つは、例えば家庭菜園をして、週末帰ってきて、そして一生懸命子どもらと家庭菜園で楽しんで、そして家庭教育とかあるいは親と子の対話を進めていく農園が非常に都会では盛んになっている。それから、もう後継者がいない農地を持っている方々が、そういう皆さんが利用することで荒れていかないと、農地を守ってくれて非常に助かっているのだと報道されました。

そのときの最後の締めくくりは、大規模農業を進めていくことは非常に日本の農政に対して重要なことでもありますけれども、小規模でも、いろいろな教育の立場から、あるいは家族との対話の中で求められる農地はすみ分けといいますか、両方を兼ねた日本の農業を今後すべきではないかというふうに結んでおりました。

先ほど6次産業の話もありました、決して大規模でということではなくて、小規模であっても加工で付加価値をつけたり、あるいはブランド商品にしたりすれば、もっともって高齢者の方でも、あるいは女性の方々がやられても非常に力が出てくるのではないかということでもありますから、それも含めて今後農業振興にも力を入れていただきたいと思います。

先ほど発表がありましたように、米は100%被害を受けるのだということです。これは大変だということですが、ほかの試算ではもっともっていろいろな工業製品とかいろいろな品物について外国で日本は有利になるのだと、逆に日本の農産物を送るようにしたらどうかということですが、それを差し引きましても日本の被害が大きいということでございます。

どうぞ今後はそういうことを含めて論議をし、そして国へ、あるいはそれに関係される国会議員の皆さん方へも要望を地方の声としてやっていくべきではないかと思っております。

さて、この中の3番、農家への企業参入についてお尋ねしたいと思います。

今建設業さんとか、農地がこれだけ荒れ放題になっているから、どんどんどんどんそういう方々に農業に参加していただきたいということで、そういう流れは全国的なものですけれども、熊本県の要綱もあります。このパンフレットの中にも上天草市では天草緑地カボチャ1.5ヘクタール、これは礎株式会社。山口工務店もあります。それから、小国町でも17ヘクタールで、にんにく、大根、唐辛子。芦北でもサラダタマネギが3町ほど。それから今ずっと進んでいっておりますが、九州電工が天草市の農地にオリーブを植えて、そして農家の方々と連携しながら加工商品化していこうということを企業が参入してされております。ですから、この機会に私たちのところも早く取り組んでおられる実績がありますが、このこともずっと将来普及していくとか、あるいは試験したことで関心が高まっていくということになると思っておりますが、とりあえず、この上天草市で試験栽培としてやっておられます天草緑竹、万次郎南瓜、現況で結構ですからお尋ねしたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 今議員からお尋ねですけれども、農業への企業参入という形で入っていただきました。これは、建設業が現在元気がないということでございまして、建設業元気回復事業ということで国交省の基金から1,800万円という金額をいただきまして、1町5反ということで現在松島庁舎の近くに栽培をされております。それで、これは株式会社礎緑地部でございます。それと、万次郎南瓜につきましては株式会社山口工務店さんが今頑張っておられまして、緑竹につきましては3年後にはよいタケノコが出る、2年目まではまだ親竹を育てるという状況でございます。そして、万次郎南瓜につきましては、収穫をいたしまして3カ月間ぐらい寝かせますと糖度が20度以上に上がると。これにつきましては、大量生産することができましたならば和菓子やケーキ屋さんあたりと契約ができるということで今頑張っておられます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 3年後にはタケノコが出て流通に乗るということですので、それもずっといろいろな関心を持ちながらやっていきたいと思っておりますが、万次郎南瓜も糖度が高くて何本か植えれば荒廃地にいいということで、手も要らずといたしますか、いいような話もあります。ちょっとお尋ねしますが、こういった新しい品目とか作物を育てる前にはもちろん土地基盤とか資金とか要りますが、成功するための一番の要素としては、基礎からですが生産指導的なものが欠ければ、非常に投資しましても商品が成功しないんですが、現在の段階では例えば万次郎南瓜というのは指導機関というのはどちらから伺っておりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 万次郎南瓜につきましては、天草市の方から今指導いただいております。しかし、土壌とか肥料面等についてはJAさんであったり地域振興局の専門分野

の方であったりということで、協議会の中でいろいろな協議をいたしまして、その中にメンバーとして入っていただいて、いろいろな面で、結局、JAさんからはこのような今後つくっていくための種類作物の選定とか、土壌検査とか、肥料に関するものとかいろいろな面で皆さん方に御協議をいただいて現在に至っておりますし、今後もそのような指導を受けていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） そういったものが非常に必要だと思います。いろいろな形で作物が導入されて、そして最終的には技術指導といえますか、受け入れた農家の方とか企業の人たちがある程度軌道に乗れば、その人たちの知識とか経験とか非常に生きるわけですが、当初は栽培基準がわからなかったり、あるいは排水がどうなのか。松島のあそこでしたら水がたまりはしないかという状況というのはなかなかわかりにくい。緑竹は根が強いやつですからやりやすいですけども、カボチャなどは1年作ですので、基礎的な指導についてもっともっと普及所やJAあたりに協力をいただきながら、ぜひとも成功させていただく必要がありはしないかということでございます。

現在の生育状況はどう評価されておりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 経済振興部長。

○経済振興部長（坂中 孝臣君） 現在の緑竹については皆さん方も見ていただければわかるかと思えますけれども、ことしの4月に植えましたけれども、もう子竹が出だしまして、大体1株に8本程度の親竹になれば収穫ができるということでございますので、それに関しては今順調に生育をしている。しかし、万次郎南瓜については、先ほど言われました1年生でございますので、今回は試作も含めたところでやられました。場所的に排水が悪いところで根がつかってしまったということもありますけれども、大体万次郎南瓜は1本の苗が2,000円ぐらいします。しかし、それは1本でよろしいということで、10アール当たり1本から何百個、何十個取れるそうです。今のところは200個ぐらいの生産しかありませんけれども、一番とれるところでは10アール当たり1本に対して100個、200個できるような状況になるそうです。ですので、そちらに向けて今株式会社山口工務店が頑張っておられるという状況です。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 試験段階から100%はいかないと思えますけれども、どこの産地もそういうものは取り組んでいくと思えますし、ここで成功して、そして県の補助、あるいは支援事業がなくなった後、自力でもさらに面積を拡大するとか、場合によりましては市民の方々にずっと普及できるような形で、今度は行政も団体と取り組んでいただきたいというふうに要望いたしておきたいというふうに思います。

次に、第2点目に上げました住宅建設検討ということで議題にありましたが、これは住宅建設団地の検討ということで質問させていただきます。

住宅は安心して暮らせる市民の願いであり夢でもあります。そしてこの夢をかなえるために、何とか住宅事業の手当てとか支援とかそういうものを行政、あるいは行政のみならず地域の方々でできないものかと、住宅が求めやすいという形にできないかと思います。もう一つは今非常に不景気、経済が冷え込んでおりますので、例えば住宅建設にかかわる多くの方々、例えば大工さんであったり、左官さんであったり建材屋さん、そして家庭用品、電気からいろいろありますけれども、そういった方々が非常に経済の疲弊によりまして、なかなか仕事がない。ますます厳しくなっていて出稼ぎに行かなければならない、あるいは失業も出てくるというのが私たち上天草市のみならずどこにもあると思います。

一方では土地があれば、あるいは資金がもっと何かの方法で借りやすければいいな、住宅環境も学校のところとか病院が近いといいなという方々もおられます。先ほど申しましたが、もう一つは、家庭菜園つき住宅などというのは非常にいいなと、これはできないものかと。回りますと、そういった、皆様方、若い人たちのいろいろな意見も、あるいは高齢の方々も住宅に関してはあります。

もう一つは、上天草市はいろいろな異動していかれる方々が大矢野なら熊本まで通える、ですからここに住宅を構えたいと。以前も大矢野町ときはそのような話がありましたけれども、上天草市であれば、そういう住環境というのは非常にいいのではないかと思います。ですから、そのことを支援していくとか、あるいは何か構築していくとかいうことも一つであります。

県下の中ではたくさん市が団地をつくったり、あるいは全国には、先ほど言いましたような家庭菜園つきハウス、賃貸もありますと出しております、その地域に応じたといいますか、今度は新幹線もできますけれども、そこにはどんどんどんどん皆さんが集まる住宅がありましょし、また私たちの地域では自然を生かした、海の幸山の幸を生かした住宅ができるはずと思います。そこで両面、経済の浮揚のためにも、あるいはそういった望みをかなえるためにも住宅建設団地とか事業は必要であろうかと思いますが、まず、担当部長から何力所か県下の事例を御報告いただければなというふうに思います。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） おはようございます。住宅建設の検討ということで質問を受けておりますのでお答えいたします。3点ほど出ていますけれど、まとめて答弁させていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、県内での取り組みにつきましては、玉名市の天水町、和水町、玉東町、甲佐町のほか分譲地の販売などに取り組んでおられます。いずれも定住促進対策の一環として事業を展開されております。

まず、玉名市では農地を購入、行政側で造成し分譲して販売されているところです。敷地面積も90坪から130坪と非常に広く、ガーデニングや家庭菜園が楽しめるゆったりとした広さを確保していることを売りにしておられます。また、和水町では新築賃貸住宅、いわばアパートやマンションなどを新築された場合は固定資産税の減免事業等を行われております。最高5年間の

固定資産税減免等を実施されております。さらには新婚さんの定住促進という目的で奨励金交付事業等を行われております。ほかにも玉東町とか甲佐町でもいろいろな若者定住、あるいは住みやすい住宅建設などに取り組んでおられると思います。

議員御指摘のとおり、安心して暮らせる住宅を求めることは住民の夢であり、また住宅建設は地域経済の活性化につながる事業でございます。今後本市におきましては、住宅、住環境の充実に向け、宅地供給や市営住宅供給、民間住宅支援など地域の実情に合った住宅施策を進め、また遊休農地の活用等によって良好な住宅の供給を進め、あわせて若者定住やU I ターン受け入れ等を目的とした公営住宅の供給を、地域に考慮しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） 県下のそういう取り組みがありまして、いろいろ事情が違うと思いますが、荒尾では土地建設整備法によりまして140区画、城南では今から600区画計画いたします。天水では今話がありました30区画。今のところはほとんど完売しましたという記事があります。しかし今まで、ある行政で造成したけれどなかなか売れないと。それは必ずいろいろな条件が伴ってきますけれども、求めたいという人のニーズにあった住宅であれば、環境的に私たち4町にはいろいろな特徴があっていいのではないかと思います。

不動産業者の人たちに聞きますと、そういうお尋ねはたくさんありますと。お年寄りの方は割と海岸つきはないですかと。これは団地ではなくてです。それから若い人たちは宅地があれば家も建てたいがと。もう一つは、空き家を求める皆さんが非常に多いわけですが、空き家はなかなかお年寄りがいなくても荷物を置いていたり、そして完全に貸すまでにはなかなか難しいという難問がありますということで、ことしあたりは幾らかまた住宅に関する関心が非常に高くなってきているということをいろいろな関係する方々から聞いております。

金利が今非常に下がっておりますので、また経済が冷え込んでおりますからなかなか先が見通しのできないところには、住宅を建てようとか、土地を買おうかというあれにはなりませんけれども、こういう分譲住宅は3年以内に家を建てるのが条件ですとかいろいろはめられておりますし、即建てないでもそういう団地造成ができればぜひとも建てたいと。あるいは定住促進、ほかからも非常に暮らしやすい環境のところには移住してくるということもあると思います。そういうことでぜひとも今事例がありましたので、簡単には取り組めるわけではありませんけれども、行政、あるいは企業の方、あるいはそれを志される方々と提携しながら、そしてさらには、金融面あたりもいろいろな金融機関方とさまざまな連携をしながら取り組めばいいのではないかとこのように思います。

特にいつも持論で申し上げておりますが、この住宅菜園つきハウスというのは、非常に脚光を浴びております。熊本市内も都会では貸し農園が非常に競争率が高いということで、たくさん申し込みがあるわけですが、そういったものを含めて取り組んでいく。家庭菜園つき住宅団地とか、住環境がいい排水がいい、それから利便性のいいところを検討しながら今後進めていただきたい

と思います。

飛び飛びになりましたが、そういった住宅団地、住宅事業の取り組みについて市長からも所見をお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 今住宅建設の促進に向けての御提言がありましたから、ぜひ参考にさせていただきまして、本市としても定住促進は進めておりますので、それとあわせて検討させていただきたいというふうに思っております。県内でも幾つかの自治体が実施しておりますから、それぞれの例を参考にしていきたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 窪田君。

○15番（窪田 進市君） それでは、初めはTPPの問題でいろいろな見解もお聞きしましたし、今後はさらにそういう内容につきましても深く検討し、私たちが知識を高めながら今後の自由化の問題、あるいは日本の農業の問題も含めて進んでいくべきだと思います。

住宅建設事業につきましては、ぜひともそういうものをいろいろな希望の方がおられて、あるいは空き家の実態も把握しておられますので、含めて住環境整備、市民の暮らしを守っていく、そして経済を活性化していくという方向でひとつ御検討いただきまして、この次にある程度具体案が出ましたならば、またそれにつきましても具体的な提案をしたいと思ひまして、時間が早うございますがこれで終わりたいと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、15番、窪田進市君の一般質問が終わりました。

ここで昼食のため休憩し、午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（堀江 隆臣君） 午前中に引き続き、一般質問を再開いたします。

20番、猪塚安親君。

○20番（猪塚 安親君） 私は昼食の直後の質問が多うございます。これは抽選でやっていますのでいたし方ございませんけれども、眠気が一番襲う時間帯、眠気に負けないで頑張っていると思っています。

今回は9月議会に引き続きまして、松島新庁舎建設について質問をしていきたいと思いますが、その前に皆さんにお知らせがございます。それは、姫戸町の3大イベントの一つの地区対抗駅伝競走がきのうございました。その中で、私もそこに座っています事務局長と一緒に地区なのですが、神という地区がぶっちぎりで優勝を果たしました。何連覇か――。2連覇は確かです。事務局長がアンカーを務め出してから四、五回か優勝しています。しかし、きのうは神という地区は一区間はリードしているような状態で、森内局長でなくて私でも優勝のテープは切れたかというほどリードをしていました。優勝祝賀会に飲むだろうと思っておりましたら、きょうの議会を控えているということで飲むほうもセーブして、きょうはこうやって元気に議会のために出席をし

てくれていますことを皆さんにお知らせしておきたいと思います。

松島庁舎に関しては、言うまでもなく旧4町の議会が苦渋の決断で、法のもと定められた重要な決定事項、法定協議会での決定事項であることは、もう皆さんもよく御承知のことかと思えます。そのことは執行部の皆さんもよく御承知のことかと思うのですが、まず、そのことを頭に強く打ち込んでほしいと思います。

11月10日から、私たち議会では議員を4班に分けて、市内8カ所で議会報告会を行いました。その中でもこの松島庁舎に関する質問、意見等がたくさん出ました。それだけ市民の皆さんの関心が強く、一日も早い新庁舎建設を望んでいらっしゃる并接受とめているところがございますが、特に松島、姫戸、龍ヶ岳の住民の皆さんの声は物すごいものがございました。

紹介しますと、「今さら検討委員会はないだろう。合併法定協議会で決定しているのにそれを翻すのか。合併の条件を忘れたのか」、あるいは「検討委員会の委員の選考はどのようにやったか。委員会に市民の代表者である議員が何で入っていないのか。入れるべきではないか」、あるいは、「検討委員会では合併協議会で決定した事項を第一に協議すべきであるはずなのにどういうことか」とか、「構成のメンバーの選考がおかしい。これまでの継続事項を知らない学識経験者など必要ないのではないか。事案を理解している人を入れるべきではなかったか」など、いろいろな質問、意見等が出ております。また、「A案、B案、C案、3案が協議されているが、松島庁舎としてふさわしい庁舎を建ててほしい」など、いろいろな大きな期待を持った意見、要望があったところであります。

せんだって熊日の11月23日だったですか、検討委員会の協議結果が載っていましたが、建設地は松島保健センター敷地に、また、別な適地があれば柔軟な対応を望むともございました。そういうことですが、あくまでも松島保健センター跡地にするのかどうか、あるいは柔軟に建設地を今後も考えるのか。検討委員会の答申も出ているかと思うのですが、まず答申の内容を教えてくださいませんか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） きのうの駅伝のお話をなさいましたが、私も神地区の出身でしたので、元釜の人には悪かったのですが非常に喜びまして、夕食の場ではよかったということで親子で話し合いました。また9月には、不徳のいたすところで入院しまして、大変猪塚議員には御迷惑をかけたかと思えます。

答申の内容ですけれども、さきの11月29日に松島庁舎等建設検討委員会の後藤委員長から市長に対して答申がなされたところがございます。本答申に当たっては検討委員会において審議、承認の上でなされたものであります。なお、本委員会は本年4月より計6回にわたって審議、検討を重ね、11月22日に開催された本委員会において松島庁舎建設基本方針案が承認されたものであります。

お尋ねの答申の内容ですけれども、大きく四つに分かれております。まず1番目として、新庁舎は現松島庁舎及び保健センターの老朽化により、災害対策や市民の安全確保に対応するために

早期の建設が望ましく、建設に当たっては合併特例債の活用期限である平成25年度までをめどに建設されたい。2番目に、新庁舎の建設費用、これは本体工事費ですけれども、市の財政事情をかんがみて建設費の抑制のため必要最小限とするが、5億円程度、起債3億円程度の枠内でおさまるように配慮されたい。三つ目として、新庁舎の規模は現松島庁舎及び保健センターの組織を踏襲することが可能な規模とされたい。4番目に、新庁舎の建設工法については、構造性能やコスト面に配慮し、木造のほかあらゆる工法を検討した上で採用されたい。最後に、新庁舎の建設地は松島町合津3293番地及び3306番地の1——これは現在の保健センターの場所なのですが——に建設することが適当であるが、今後の地質調査等の結果を踏まえ、当該土地よりも庁舎建設地としてふさわしい条件を備える土地がある場合は、候補地として柔軟に対応されたい。

以上5点の答申をいただいております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 合併特例債の期限が来ていますし、25年度をめどにということのようです。それで、財政的には厳しい中でもあるので、5億円程度、特例債で3億円。あるいはまた組織といたしましては現在の組織を踏襲することだと。あるいは工法については木造も含めて柔軟にと。これもまた財政的な問題からでしょうけれども、木造も含めてということのようでございます。

この前保健センターがある地域はボーリング調査をされたと思うのですが、その結果は下のアロマ付近と余りかわりなく軟弱地盤だということですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） まだ正式には報告が上がってきおりませんが、11月2日から着工をいたしまして、敷地内の3カ所をボーリングいたしました。まだ中間報告の段階ですので断定はできませんが、合併協定書の中でうたわれているアロマ周辺と保健センターの地質についてはそう大差はございません。細かい数字を言いますと、支持層といわれる岩盤までの深さ、これが今の中間発表では保健センターでは16メートル、アロマ周辺が19メートルということで、3メートルほどの違いしかないことが今の段階では判明しております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） それであれば、建設部長もいらっしゃるのでわかるかと思うのですが、基礎杭を打った場合に杭が1メートル当たり幾らぐらいかかりますか。今の話ではアロマ付近と保健センター付近のボーリングの結果が3メートルぐらい違うということですが、例えば3メートル違った場合に、本体を建設するとき何十本必要なのか。とすると金額でどのくらい基礎工事かわってくるのか、そのあたりはわかっていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えします。猪塚議員の御質問でございますけれども、まず、構造物が鉄筋なのかスチールなのか木造なのかで相当変わってくると思います。延長もしかりながら本数、木造だったら鉄筋の約半数ぐらいで済むのではないかと。メートル的には10万円から

30万円ほどの費用が必要ではないかと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） それで、交通アクセスからしますと、今保健センターあるいは今の松島庁舎のあのあたりは、今津の方、あるいは内野河内、教良木の方たちからすると大変便利なところで、利便性があるかと思うのですが、我々姫戸とか龍ヶ岳の住民からしますと、アロマ付近、あるいは山陽木材跡地あたりの買収はどうかと思うのです。話によりますと、山陽木材さん、役所庁舎の本体を建てるだけは無料でやっていいのではないかという話もちらっと聞きました。それで、何でだろうかと思ったら、庁舎が建つと周りに人が集まりますし、いろいろな事業が展開できます。そういうことを見込んだ上での話かと思いますが、山陽木材さんあたりとの交渉とかはまだ1回もやっていませんか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 山陽木材にすると、もうあの土地を手放したいという考えのようです。ですから、庁舎に限らず買い手があれば売ってもいいのではないかという多分お考えだと思います。そういう中で、正式には私は承っておりませんが、私のほうには山陽木材から庁舎建設云々であの広大な土地を買ってくれという話は来ておりません。もちろん買う場合にしても切り売りはしないでしょうから、当然あの広大な土地がその対象になるかと思えます。一つだけ申し上げておきますけれども、山陽木材のあの土地にしても、アロマ周辺にしても、あるいは現行の保健センターにしても、地質そのものはそんなに大差はございません。ということは、いずれも軟弱でありますので、地盤改良費にかなりの金額がかかるだろうと思われま。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 保健センターの周りには民家がございますが、そういうところの問題点は、もしもあそこを建設地とした場合に、周りにある民家とかあるいは敷地をかき上げするという場合も出てくるかと思うのですが、そういう場合には周りの民家さんとの協議とか、まだ最終的な決定がなされていないということで、そこまでいっているのかどうか知りませんが、そういう民間の方たちとの話とかは何か出ていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） まだ答申をいただいて、これから内部でその答申を踏まえた上で基本構想計画というのを策定する必要がございます。めどとしては年度内に基本構想計画をつくりたいと思っておりますが、まだ、ここでいつでき上がりますという明言は差し控えさせていただきます。

今おっしゃったように、確かに入り口から向かって左側に民家がございます。それと地盤が道路より低いという、これは防災面で問題がございます。それと敷地の広さについても、現行の松島庁舎を駐車場等なり何らかの施設に供するにしても、今の保健センターの面積が果たして十分

かどうか、そこは考えていかなければいけないと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 今総務部長がおっしゃったように、果たして敷地があれば足りるのか。周りの土地を買収しなければ恐らく足りないだろうと私なりに思っています。そうしますと、周りの民間の土地を買収するに当たっても、いろいろな問題がまた出てきはしないかという思いもしていますけれども。要するに、答申からしますと建設費を5億円程度にとということですが、一つお聞きしておきますが、先ほど最初の質問者の高橋議員の質問の際に、財政調整基金などの話がありました。この財政調整基金14億7,700万円、目標が17億円ということですが、その中に市長のほうから、財政調整基金というのは一家庭ですら普通預金ですというお話がございました。松島庁舎建設に当たっても、まず検討委員会のほうでは財政面を最重点的に推し進めてきたという感が強いのです。それであるとするならば、この財政調整基金は何のために、どういうことを想定して目標を17億円としているのか、ちょっとお聞きしたいと思うのです。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 午前中の御質問に対して財調、減債合わせて20億円ということでお答えしたのですけれども、これは標準財政規模というのが国から示されておりまして、うちは現在110億円程度です。それに対して幾ら積み立てるか。もちろんたくさんあればそれに越したことはございませんけれども、何せあのような危機的な財政状況からスタートいたしましたして、現在約15億円まで持ってきております。これはどういう目的の基金かといいますと、例えば今問題になっております雇用の問題。非常に会社の業績が悪くていろいろ市民が困っている、あるいは災害が起きた、そういう火急の場合に備えての基金であります。それを財源にするかしないかは今後の検討事項ではありますが、財政規律を保ちながら、あるいは財政改革をしながらここまで積み立てていくことができたわけですので、これは市民の皆様にご感謝を申し上げなければいけないことだと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 災害とか雇用問題が発生した場合にという説明でしたが、この松島庁舎も緊急的な重要事案だと思うのです。合併して7年が過ぎようとしています。9月議会でも言いました、旧4町の議会が2庁舎方式でということで苦渋の選択のもとに合併がなされています。今何でこの松島庁舎の問題がこれだけクローズアップされて住民の皆さんの関心を呼んでいるのかといいますと、どうしても松島庁舎を住民の皆さんの希望どおりといいますか、合併法定協議会でうたってあるような組織とか、そういう松島庁舎にふさわしい組織の配置もしながらできるような新庁舎をとということになっています。ですから、災害とか何とかなる緊急を想定しての預金であるとするならば、これは少々は取り崩して、この松島庁舎建設問題も緊急課題ですから、それに少しは入れてもいいのではないかと。そうすることには市民もそう反対はしないだろうと思うのです。

約束事は約束事で大矢野庁舎と同規模ということになっていましたが、いろいろな経済状況等踏まえた上では、最初の検討委員会あたりでは松島庁舎は13億円程度だったですか、その3分の1程度の庁舎の計画になっていますが、そこはおかしいと思うんです。あくまでもC案の5億円程度でいくのか、あるいはもう少し柔軟に考えてA案でいくのかB案でいくのか。どうですか、そのあたりはあくまでも答申どおりの5億円程度ということになりますか。9月にもやっていたのでそう聞くこともないのですが、確認のためにお聞きしておきます。執行部としてはあくまでもC案でいきたいということですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） A案、B案、C案ということですが、A案は現行の組織の規模を維持した上でそれにふさわしい施設をつくるというのがA案でございます。B、Cについては御説明いたしません、今の段階ではこのA案という部分で答申をいただいたわけです。その中で本体工事の建築費が5億円という縛りがございます。

先ほどから財政調整基金のお話をなさっておりますが、もちろん緊急の場合の財源として使うということは一つの手法ではありますが、では使ったことによって後年度どうなるのか。我々が財政再建を進める上で、最低の金額が4億5,000万円まで落ち込みまして、それをここまで持ってきたわけですが、これは相当な努力が必要でしたし、市民の方にも相当な痛みを与えたわけです。ある一定の財政規律の中で、どうしても財調を財源として投入しなければいけないのであれば、その必要性も出てくるでしょうし、財調が本来持っている意味というのは災害だけではなくて、そういう部分も含まれているのではないかと思います。その証拠に平成17年度には財調だけでも17億円あったわけです。旧4町の財政調整基金を合計しましたところ約17億7,000万円だったと私記憶しておりますが、それが平成18年には4億5,000万円まで落ちたということです。合併前に合併に向けてのいろいろな施設の建築ということがあっております。今後そういうことがないようにするにはいけないんですけれども、今おっしゃっているとおり今後最終的な計画をつくる段階でどうあるべきか。5億円というのはあくまでも建築費本体の費用として出しております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 職員の今後の数からいきますといろいろと職員の数も減ってくるかと思えます。最初は100人程度減らすということですが、もう今現在でほぼそれに達しているのではないかと思いますのですが、職員数は今後どの程度減るとお考えですか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 資料を持ってきておりませんので正確には数字が一、二違うと思えますけれども、うちの職員の適正化計画、これでいきますと最終的には335人ではなかったかと思えます。現在352人ということで104人ばかり合併時から減っております。ただ現実の問題として、人事を行う上でこの335人が果たして可能なかどうか。可能とするためには相当思い切った事務のあり方、事務の効率化というのをしていかなければいけない

かと思えます。

現在のところ352人で職員は精いっぱい努力をしている段階です。今後、現在の最終年度の部分についての見直しというのは、現状等も踏まえた上で部内協議、論議していかなければいけないものと認識しております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 先ほども出ていましたが、上天草市の人口減、これを何とかして食い止めるべきだと。そのために今取り組んでいるいろいろな農水産物のブランド化とか、そういうことで頑張ってくれということも午前中あっていましたが、予想として出生率から死亡率あたりを考えたときに、ここ数年の間にまだ減るのではないかと思っています。それで、人口比率からした職員数も勘案しなければならないかと思うのですが、今の現時点で職員数は適正だと思いますか。それとも職員皆がちょっと無理しているという感を持っていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 職員の事務量は、もちろん352人がいろいろな部署に勤めておりますので部署間の格差とというのはあります。352人すべてがどうかということにもなるわけですが、高所大所から見ますと352人というのは今のいろいろな内容からしますと適正ではないか。これにプラス嘱託職員なりがおりますので、150人程度これに上乘せになるわけですが、そういうことも当然絡んでまいりますし、正職員を仮に今後適正化計画に基づいて減らすのであれば、例えば窓口業務あたりを嘱託化するとか、そういう方法を考えていけないといけないだろうと思っています。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 職員を減らすということは、それだけ雇用の場を減らすということにつながります。盛んに雇用雇用と言われる中で、上天草市全体を考えた上でも余り減らしてはならないのではないかと思います。職場がなくて上天草市から外に出て行く若者が非常に多いわけですが、そういうことから考え合わせても余り職員数を減らすのは、私は利口なやり方ではないのではないかと思います。今おっしゃられたように嘱託員が150名ぐらいいるということですから、そうではなくして正職員を余り減らすのには私は反対の意見を持っています。

今現状の目的として335人ということですが、そういうことからしましても、松島庁舎には今現在129人ですか。すると、今の松島庁舎の現状を見ましても狭うございます。きょうこのようなテレビの中継もやっていますが、松島庁舎ではあそこに行っても余り狭くて見られないということも言われています。松島からわざわざ姫戸支所に見に行っている人もいます。そういうことからしますと、今130名程度の職員であれだけぎゅうぎゅう詰めですから、決してあれだけの広さで適正とは思いませんが、仮にこれを木造にした場合に防災面とか何とかがどうなるかという心配もあります。しかし、木造の民家あたりを見てみますと、古いのでは100年たってもびちっともしていないようなものがあります。あるいは120年たっている建物にしても、大変手入れが行き届いているかと思うのですが、今から100年でももてるのではないかと

いう建物もございます。

ですから、私はここで確認をしておきたいと思うのですが、ようやく松島庁舎建設について検討委員会も開かれて前向きに進んでおりますので、先ほどから言われたような本体工事だけで5億円、それには附帯工事等いろいろなことが出てきて、それにも何千万円かかろうかと思えます。ですから、要は25年度までですから、23年度で計画して、24年度で建設というところまでいきますかどうか。執行部のほうではいくつもりか。どうでしょう、いけますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 今後のスケジュールということになるわけですが、計画ができてその後、基本設計あるいは実施設計、着工という段階になるかと思えます。私がかねてから再三申し上げておりますように、建築については平成25年度の合併特例債の期限を見据えて、24年度前後に建設になりますということで、その認識にはかわりございません。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） 国のほうもコンクリートから木へという大きな方針転換をしております。ですからそれについてはあくまでもコンクリートの建物ではなくても、木造でも十分耐用年数はあると思うのです。とするならば、木造でいくとした場合に、この天草産の木材を取り入れようという気持ちはございますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 過去にも申し上げたのですが、幸いうちには教良木に財産区がございます。ここではかなり広大な面積の中で杉であったりヒノキを育成されておまして、中には樹齢80年から100年という大杉もあるように聞いております。低コストで地元の協力を得ながらやるとなれば、そういうことも当然視野に入れてお願いをし、低コストでの建築ということにつなげなければいけないでしょうし、また猪塚議員がおっしゃったように、国も木造建築物の見直しということで法律もできておりますので、補助金等がないのかどうか、その付近も確認しながらこの問題に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） せんだってアンケート調査を市民を対象にやっておられますが、このアンケート調査の対象となった人々の人選というか、それは無作為で行いましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） アンケート調査は2,000人に対して行いまして、これはあくまでも無作為にやっております。内容から言いますと人口割でいきまして大矢野町の発送数が1,007人、松島町が507人、姫戸町が195人、龍ヶ岳町が291人、合計2,000人に対してアンケート用紙を発送しております。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） このアンケート調査にしても、人口割というのは、大矢野地区の人たちはある程度、松島庁舎など要るかという考えの人が多いのではないかと思うのです。それ

で、せっかく無作為にする場合に、人口割で2,000人を対象にということの中で半分は大矢野でしょう。私から言わせれば龍ヶ岳、姫戸、松島地域に対して多くやってもらいたかったと思っています。議会報告会あたりで大矢野を3カ所回っていますが、この中では松島庁舎問題についての意見とか何とかは出ていなかったようです。それだけに大矢野地区の人たちはこの件には関心がないというか、そういうふうになっています。ですからこのアンケート調査の手法にしても、ちょっと考えていただければよかったなという思いです。

それで、回答率はどのくらいありましたか、そしてまた結果の分析は済んでいますか。

○議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

○総務企画部長（永森 良一君） 回答率は46%でして、解析もすべて設問ごとに終えております。一応解析はしたかということでしたので、解析はしたということでお答えはしておきます。

○議長（堀江 隆臣君） 猪塚君。

○20番（猪塚 安親君） できたら、そのアンケート調査の分析をされていると思いますから、後でも結構です、その結果を知らせてもらえればと思っています。

この問題はあなたは30分でやめなさいとある議員さんから言われました。しかし、何回も言いますように、これは上天草市にとっての最大の重要案件です。この建設を抜きにして上天草市民の一体化はないと思うんです。この松島新庁舎ができ上がってこそ、市民には上天草市民だという一体感が生まれてくると考えています。

前向きに建設するという事ですから、余り期待外れのような建築物ではなくして、工法とかもいろいろと低価格でできるようなこともあるでしょうから、いろいろな面から調査、研究をされて、そして市民の期待に沿うような庁舎建設が実現できるように皆さんにも考えてもらえればと思っています。

私の後にこの件については2名ほどまた質問をするようですから、私はこのあたりでやめておきます。いつもと違って10分以上時間が余ってしましてもったいないような気もしますが、私はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、20番、猪塚安親君の一般質問が終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 2時00分

○議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

6番、西本輝幸君。

○6番（西本 輝幸君） 6番、会派研政クラブ西本輝幸です。通告どおり一般質問をさせていただきます。

上天草市でも景気低迷の影響を受けて、21年度決算で滞納総額約10億4,000万円、不納欠損

額約5,900万円もあり、市民の公平さに欠けているように思われますので、滞納額の不納欠損処分について福祉部長にまずお伺いをしますが、不納欠損処分の根拠については国民健康保険法第110条、国民健康保険税は地方税法第18条、介護保険料は介護保険法第200条の規定に基づいて処分されていると思いますが、21年度の不納欠損額について、国民健康保険特別会計2,333万8,162円、介護保険特別会計116万9,100円の金額が不納欠損処分されていますが、該当された方の処分をされるまでの経緯について具体的な説明をお願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 今御質問されました国民健康保険と介護保険についてということでございますが、私の担当の介護保険での決算処分について、その根拠と対応並びに処分までの経過ということで御質問があったと思いますのでお答えいたします。介護保険の不納欠損処分につきましては、毎年実施されております定期監査において適正な運用について指導を受けているところでございます。介護保険法第200条第1項に基づきまして実施しております不納欠損については、今御説明ありましたとおり116万9,100円を21年度において欠損処分しております。具体的には、該当者は死亡とか転出、職権によります不納欠損で、53名の方の331件を欠損処分しているところでございます。

欠損までの間の過程でございますけれども、介護保険法では2年間という債権の消滅時効期間があるわけですが、時効中断をするために催告状を年に2回出したり、毎月臨戸徴収で訪問して徴収して回っているところでございます。職員も平成21年から滞納については原課で徴収することになりましたので、随時徴収に努力しているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、2年間に何回ぐらい徴収に行かれましたか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 徴収回数はちょっと私確認しておりませんが、不納欠損に至る前、2年から3年という間で各年度の滞納金額があつて、そこで昨年度につきましては二十数万円ほど徴収をしております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 金額ではなくて大体何回ぐらい行って、その結果はどうだったのかということですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 先ほど言いましたかと思いますが、回数についてはちょっと私資料をきょうは持ってきておりません。大変申しわけありません。随時徴収に回っていくわけですが、滞納の方はいずれも固定資産税とかいろいろな料、税を介護保険料と同じように滞納されている方がほとんどでございます、行っても徴収できなかつたりすることが多々あるようでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、徴収については公平に行われていると思いますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 公平にということではございますが、公平を保つために介護保険制度上は2年で消滅するところを現在督促等で時効が中断されて、税同様に5年間延長して滞納徴収に努めているところでございます。滞納された方には、督促状だったり催告状だったり、あわせてまた2年以降もそういう徴収に回っておりますので、徴収について公平といわれればどうかと思いますけれども、滞納者には介護保険のほうで1年から1年半、2年という過程で介護保険を受給する段階において各ペナルティーといたしますか、いろいろな制度上のサービスの制限が出てきます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、不納欠損をするでしょう。そうすると介護保険証はすぐまた渡されるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 御承知かと思いますが、介護認定者——要支援だったり、要介護だったり認定を受けた人に対してサービスが提供できるということになりますので、健全な人という誤解があるかもしれませんが、認定されない人についてはサービスが受けられないところでございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 不納欠損をされても、正常な方は保険証はもらえるのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 西本議員が言われる保険証というのがちょっと私——。

○6番（西本 輝幸君） 介護保険証です。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 介護保険は健康保険とちょっと違いまして、だれでもがということではなくして、認定された方が受給されるものですから、そこはちょっと認識が違うかと思います。済みません。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） わかりました。

では次にお尋ねをいたします。上天草市事務決裁規定によりますと、不納欠損の権限は部長にあるとなっておりますけれども、不納欠損処分を部長はされたことがありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 私はことしの4月に健康福祉部に来まして、まだ不納欠損をやっていません。昨年21年度については、22年3月で不納欠損処分をしている状況でござ

います。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、この件につきましては建設部長にも通告してありますので、建設部長、答弁をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 不納欠損についてでございますけれど、建設部につきましても、これは上天草市の決裁要綱の中で、不納欠損につきましては部長決裁ということになっております。私も福祉部長と同じで、自分自身が部長になってから決裁はしたことがございません。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では次に、不納欠損処分に関する取り扱い要綱作成について提案ですけれど、他県では要綱作成ができていますところもありますけれども、上天草市ではこの要綱を作成する考えはありますか。福祉部長をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 西本議員から本12月議会に至る前の過程でいろいろな御教示をいただいたところでございます。不納欠損をするために、ほかの自治体において不納欠損処分に至るまでの規定とか要綱とか定めてある自治体がありますので、うちでもそういうことで私が提案したんですけれども、10月の部長会議だったかと思いますが、そういうところでガイドラインが必要なのではないかということで申しましたところ、現在、収納向上対策連絡会議が設置してありますので、その連絡会議の中で関係部局と協議しながら策定をする必要があるのではないだろうかということで、検討していただきたいという旨申し上げております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） この件についても、建設部長、病院事務長、水道局長に通告をしておりますので、答弁をそれぞれ順次お願いします。まず、建設部長。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） お答えをします。不納欠損処分に関する取り扱い要綱作成の提案についてです。

現在、各使用料等の収納につきましては、関係各課で上天草市収納向上対策連絡会議を開催しております。各部署の課題、問題点とまた不納欠損処理等について協議を行っております。そこで、西本議員の提案の不納欠損処分に関する取り扱い要綱の作成については、私が調べている限りでは、沖縄県の北谷町が水道使用料の不納欠損の取り扱い要綱というのを持っていて、上天草市も、税は別として使用料につきましては統一をしていったほうがいいのではないかと考えておりますので、前向きに検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 次。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 取り扱い要綱作成についてお答えいたします。

基本的には今ほど建設部長が答弁した内容と同じでございます。病院といたしましても、不納欠損に関する事務処理要綱及び規定を作成してまいりたいというふうに検討しているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 次に水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 水道局といたしましても、先ほど出ました北谷町ですか、あそこは水道独自で定めているようでございますが、この徴収に関しては全市的なものをまとめたような形で制定できればと思っております。今後ぜひ検討させてもらいたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） できるなら、平等性を保つためにも作成要綱をつくってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

次に、福祉部長にまた返ります。滞納している国保税の未収金の金額が約3億8,700万円、介護保険の未収金約1,600万円となっておりますが、滞納者について、部長は対応をどのように考えておられますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 部長として個人的な考えということでございますので申し述べさせていただきますが、負担の原則からいいますと、滞納者に対しては、先ほど言いましたとおり、督促、催告して、できれば処分前に徴収するのが一番かと思っております。公平性を保つ上で徴収する際、いろいろな経済問題とか家族の問題いろいろあるかと思っておりますので、相談業務とか実施しながら徴収に努めていければと考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 景気低迷で失業者が増加する中で、大変厳しいとは思いますが、平等性を保つために努力してもらいたいと思っております。

次に、経済振興部長に通告しておりましたけれども、ここの部署は私の勘違いで不納欠損額がありませんでしたので取り下げさせていただきます。

次に、建設部長にお尋ねをいたします。不納欠損処分の根拠と対応についてお尋ねをしますが、市営住宅家賃においては地方自治法第236条消滅時効5年、下水道受益者負担金は都市計画法第75条第7項消滅時効5年、水道、下水使用料は地方自治法第236条消滅時効5年の法規定により欠損処分されていると思われませんが、現在までの欠損処分された内容の説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 不納欠損処分の根拠と対応及び現在までの不納欠損の処理についてお答します。まず、市営住宅の使用料の不納欠損処分につきましては、合併後6年間で11件、84万1,900円の不納欠損を実施しております。下水道の分担金につきましては、平成20年度に1件、11万6,286円の不納欠損処理を行っております。次に下水道の使用料につきましては、合併後平成20年度に4件で674万301円の不納欠損を行っております。これは地方自治法第236条第1項、地方自治法第231条の3第3項、また地方税法第15条の7第1項によりそれぞれ処分をしております。処分の内容につきましては、私たちの言葉では3原則と言っておりますけれど、本人の所在不明、本人死亡、破産宣告という3通りの方向性で不納欠損を実施しております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 死亡とか行方不明者とかいうのならわかりますけれども、不納欠損にするまで大体何回ぐらい徴収に行っているのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 時効消滅が5年間でありますけれど、毎年、過年度滞納分につきましては、2人体制で昼夜問わず戸別訪問をして徴収に力を入れております。ただし、我々の方向性はあくまでも現年度徴収に向いておりますので、なかなか過年度までくださいと無理を言えないところが現実でございます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、不納欠損処分については公平と思われませんか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 先ほど申したとおり、3原則のもとで実施するわけですから、時効消滅5年間で過ぎてもあくまでも債権は上天草市にあると考えておりますので、公平と考えております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） できるだけ部長自らも徴収に行って、各家庭の状況を見たほうがいいのではないのですか。どう思いますか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 議員御指摘のとおり、今後は職員のみならず私自身も戸別訪問をしながら頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 次に、滞納者の公共下水道未済額の金額1,386万8,942円、市営住宅滞納繰越額が786万2,162円となっておりますが、滞納者について部長はどのように対応されようと

思っておりますか。

○議長（堀江 隆臣君） 建設部長。

○建設部長（尾上 徳廣君） 先ほども申したとおり、滞納者には厳しくそれぞれ対応をしておりますが、なかなか住宅使用料または下水道使用料のみならず、ほかの件についてもありますので、特に税のほうを重点的に完納していただくように指導をしております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 大変厳しい時代ですけれども、なるだけ公平さを保つために一生懸命努力をしてもらえればと思います。よろしくをお願いします。

次に、上天草病院事務長にお尋ねをいたします。欠損処分の根拠については民法第170条で消滅時効が3年となっておりますが、処分されておられると思いますが、病院会計で21年度不納欠損の処分が250万5,351円処分されていますが、不納欠損にこれも至るまでの経緯について具体的に説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） お答えいたします。西本議員御指摘のとおり民法第170条第1項が適用されるということになっております。平成21年度決算で申し上げますと、先ほど申し上げられました250万5,351円を不納欠損処理させていただいております。理由でございますけれども転居先不明、生活保護適用前、それと生活困窮等が未収金処理の主な理由でございます。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） これは連帯保証人からの徴収はできなかったのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 確かに連帯保証人を現在はとるようにしております。ただ、この欠損処理をしました年度が、平成元年度から平成5年度までの5年間の分の未収金額を不納欠損処理させていただいております。なかなか書類を見つけ出すのに苦労しております。連帯保証人までは請求をしていないというのが現状でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 時効の援用、または権利の放棄による不納欠損は、民法では第145条の規定により時効完成後に債務者から時効の援用を受けるか、債権者たる自治体が権利放棄しなければ不納欠損はできないということです。権利放棄する場合は地方自治法第96条第1項の10号により議会の議決が必要となっておりますが、地方自治法から民法に変更されてからはまだ不納欠損をしていないということですね。どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 今御指摘のとおり援用の問題もございますけれども、

権利放棄は病院事業ではいたしておりません。会計制度上の不納欠損を、監査事務局と協議をいたしまして処理させていただいているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 民法第170条は何年度に改正されたんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 平成17年前後だったかと思います。最高裁の判決によりまして民法が病院事業には適用されるということになっております。それまでは行政側と同じ法律、消滅時効の5年というのを適用してございましたけれども、平成17年、15年、ちょっとその辺の年数は覚えておりませんが、最高裁の判決に従って今現在実施しているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、この不納欠損をすると、入院費とか外来の通院費用の債権は残りますけれども、患者さんに対しての料金の請求はできないということでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 時効の援用の申し出がない限りは、たしか民法上は請求できるかと解釈しております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、その不納欠損をされた方で、また再度入院とか外来患者として来られた患者さんはおられますか。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 21年度、先ほど250万円と申し上げましたけれども、その実質の人数は23名で39件でございます。その中で、議員御指摘の現在も診察に来られているかということで、数は把握はしてはおりませんが、数名はいらっしゃるかと思います。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、来られたとき対応はだれが、どのようにしてされていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 主に医療事務の窓口のほうで対応させていただいております。以前も議員から御質問、昨年だったかと思いますが、医療法上、医師法だったですか、未収金があっても診察拒否ができないということで対応に苦慮しているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 窓口で不納欠損された方はわかるんですか。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） 病院の内部の資料の中で個人の診断書、通常カルテといわれる部分に私どもで記載をしております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、次質問します。

滞納者への今後の対応についてですけれども、21年度の未納額が約4,100万円になっておりますけれども、事務長の対応をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 病院事務長。

○上天草総合病院事務長（松本 精史君） これも前期6月でしたか、9月でしたかお答したかと思っておりますけれども、4,000万円強の未収金がございます。その分の過年度分未収金というのが、いわゆる個人的な未収金でございます。2,500万円ぐらいだったかとは思いますが。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） なかなか答弁は前回は今回も同じで、どなたの答弁も一緒に前に進んでいませんけれども、なるだけ努力していただいて徴収をしてもらえればと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に、水道局長にお尋ねをいたします。使用料及び不納欠損処分に対してですけれども、水道料の消滅時効は地方自治法5年から、平成15年10月1日から民法第173条に変更されています。それから、債権の消滅時効も2年間に短縮されています。現在までの民法へ変更後の不納欠損処分の対応について具体的に内容を説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 民法に移行したのが平成15年10月1日以降でございますが、消滅時効が5年から2年になりました。しかし、援用が必要となったような状況になっております。ですから、自治法時代でございますならば消滅と同時に債権自体も消滅しておりましたが、民法に移行した以降は債権の消滅はございませんので、過年度分、現年度分それぞれ分けて督促なり催告なりやって、それでも徴収いただけない場合は現在毎月1回、給水停止を行って徴収率を上げるように頑張っているところでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） ちょっとお尋ねをしますけれども、時効の援用、または権利の放棄による不納欠損処分については、民法145条の規定により時効完成後に債務者から時効の援用を受けるか、債権者たる自治体が権利放棄しなければ不納欠損をできない、権利放棄する場合は地方自治法第96条第1項10号により議会の議決が必要と書いてありますけれども、これはどういうふうに解釈すればいいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 現在不納欠損を行っておりますのは、上天草市水道事業会計規定の中にうたっております第24条の不納欠損の条項の、議会の議決によって債権を放棄し、または時効等により債権が消滅した場合において処理を行うというようになっております。実際援用があっておりませんので消滅はしてはおりませんが、援用がなされるものちょっと拡大解

積したところで現在処理を行っております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、援用は全然ないわけですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 現在の法律に移行した以降、援用がなされた事例は1件もございません。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、水道局長みずから債権放棄をされて、欠損処分をされて議会へ提案されているのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 水道事業におきましては、地自法におきましての不納欠損の処理は会計上の処理と法律上の処理が分離されておきまして、水道でいう不納欠損処理は水道事業の会計規則等で定めるようになっております。ですが、あくまでも不納欠損したことによって債権を放棄するものではございませんので、そういうところでずっと管理のほうは行っております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 債権は放棄することはございませんということですがけれども、不納欠損するともう請求はできないのでしょうか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 不納欠損は会計上の処理でございまして、債権自体はまだうちにございますので徴収可能です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 徴収は可能でも請求はできるのですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） できると解釈してそのように実行しております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） はい、わかりました。

では、一応不納欠損するでしょう。その後の開栓はどのようにしているのですか。不納欠損の後の開栓。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 不納欠損した場合におきましても、不納欠損はあくまでも法律上の手続でございまして、不納欠損したからといって給水を停止しているわけではございませんので、開栓等の問題はまた別になろうかと思えます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） そうすると何か完納者と不公平があると思うのです。その辺はどのよ

うに考えますか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 毎月毎月まじめに納入されている方からしてみれば、滞納者に対する不納欠損処分というのは、当然不公平に感じられるものと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、またお尋ねですけれども、22年度の水道事業会計補正予算の中で、当初予算が1,501万円ですか、今度の補正で1,500万円上がっております。合計が3,001万円となっていますが、この金額の内容の説明をお願いします。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 今回補正をお願いしました1,500万円につきましては、大口の法人の倒産がございまして、そこだけで現在の時点での滞納総額が約3,000万円ございます。そのうちの一部を本年度において不納欠損処理をしたいと考えており、お願いしたわけでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、1件は大口ということですね。3,000万円で件数は何件ぐらいですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 件数でいきますと、一月の使用料を1件とカウントしておりますので、その大口の方の15年度分までを含めたところで963件になりますが、実数についてはちょっと把握しておりません。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、これは今度の補正予算で通れば3,001万円が不納欠損として処理されるということですね。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） はい、そのとおりです。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） できれば不納欠損をする前にもう少し努力していただいて、公平さを保てるようにしてもらいたいと思いますけれども。それと、料金の徴収の人数が足りないのではないですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 職員の数について言われれば、私としても何とも言いようがございませんが、現在当年度分といいますか、現年度分の徴収につきましては4月から10月までの数字ですけれども、96%をちょっと超すぐらいの徴収率が上がっております。過年度分として残っている分のほうが金額的に多うございますので、今後催促や催告、督促さらに給水停止等も含めたところでもう少し強化して行って、過年度分の徴収率を上げられればいいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 市長にお尋ねをいたします。ちょっと私から見ると、ちょっと徴収をされる方が少ないような気がしますけれども、一人か二人ぐらいどうにかできないですか。

○議長（堀江 隆臣君） 市長。

○市長（川端 祐樹君） 徴収については収納向上対策会議という会議を庁舎内に設けておりまして、その場で現実的にどういう問題が出ているか議論している段階でありますけれども、徴収専門の部署の設置等は合併後ずっと議論されてきております。私どもとしてもそこまで踏み込むかどうかという決断の段階に至っているかと思っておりますけれども、必要であればそういう組織もつくることも考えております。いずれにしましても、現在の経済情勢の中で滞納がふえているという認識については変わりございませんので。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） はい、わかりました。

では、次に滞納者への今後の対応についてお尋ねをいたしますけれども、21年度の未済額が約1億1,600万円あります。局長はどう思いますか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 21年度の――。

○6番（西本 輝幸君） 未納額。21年度の未納額が約1億1,600万円あるでしょう。

○水道局長（松本 和任君） それは過年度分というか合わせたところでですね。ですから先ほど申しましたように、時効中の中断をするために現在確約書をもってあります。確約書をもらうのと同時に、その約束したお金を入れてもらうことを前提として、停水をしたりしなかったりしておりますので、そのような今やっている徴収をもう少し頻度を上げるなりして、今後徴収率を上げていきたいと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） はい、わかりました。では、完納者の方から苦情が出ないように極力徴収努力をされるようお願いをいたします。以上です。

それから、次はもう1回水道局長にお尋ねしますけれども、姫戸地区の水源についてお尋ねをいたします。姫戸地区では無料で水道水を提供していると聞いていますが、そうした事例はありますか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 私もこの4月水道局のほうに参りまして、そのときの引き継ぎではその話は出なかったんですが、うちの場合毎月例月監査を行っております。その中で監査委員であります田中勝毅議員よりその話をちょっと聞いたものですから、その後で現在の姫戸支所長ですか、松本支所長が前任者でございましたのでその事情を聞いたところ、現在全額免除している世帯が7世帯ございます。それと基本料金だけを徴収している世帯が2世帯、ほかに超過料金だけをいただいている世帯が2世帯で、合計で11世帯についてそういう減免の措

置がなされております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、受給者との取り決めなどの文書は交わされていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） その辺の文書的なものもちょっと探してみましたが見当たりません。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、今後どのような考え方を持っておられますか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） この原因といいますのが、水道の水源に起因すると思われるもの7件が、どうも水道の水源問題のときそういう免除をしているような感じなんですけれど、水道に起因するものにつきましては、取水をやめてからもう6年ぐらい経過しております。ですから、当時の家の井戸の状況がどのくらい復旧しているか、現状を調べさせてもらった上で、もう6年間過ぎましたので話し合いをさせてもらって、できれば契約の解除といいますか、口頭による契約というか文書的なものはございませんので、契約の解除に向けて話し合いを持っていく時期かと思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 今の話は、契約書か何かないと話ができなのではないですか。それで、何年度からの取り扱いですか。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） これも旧姫戸町の職員の方に聞いた話ですけど、47災の後、姫戸の簡易水道が整備されたころだから、多分昭和五十一、二年ごろではないだろうかということでございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） その水源は使っていないわけでしょう。

○議長（堀江 隆臣君） 水道局長。

○水道局長（松本 和任君） 水道局としての原水の取水は現在やめております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） もうやめているならば、水道料は公平でなければならないのではないだろうかと思うんです。そしてまた、水道料の値上げの問題も出ておりますので、その辺は努力していただいて、なるべく水道料をいただくようお願いしていただければと思います。以上です。

次に、国民年金事業について福祉部長にお尋ねをいたします。現在、未納者が経済不況によりまして国民年金保険料が月額1万5,100円と高額のため、納付率は低下しています。また、生活保護世帯は増加傾向なので、対策についてお聞きをしたいと思っておりますけれども、まず国民年金の

納付状況を年代別に見ると、21年度が20代が243名、30代が205名、40代が180名、50代321名と、50代について特に増加していますが、未納者の方は国から年金がもらえないと思うのですが、未納者の方の指導はどういうふうになされていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 先ほど言われましたとおり、昨今、年金問題も生活保護にかかってくるのではないだろうかということで心配するところでございます。未納者に対しての指導ということでございます。年金の収納については、平成14年だったでしょうか、以前の市町村事務から離れまして、現在の年金機構で徴収されているわけです。それで、その指導については20歳到達者に対しては、はがきによる年金の加入勧奨を実施しております。また、未納者だけではなくて転入とかいろいろな諸手続で市役所に参られたとき、そういう経済的事情とかいろいろな相談があったときはその免除申請などの説明を行っております。

以上でございます。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 今説明がありましたけれども効果のほうはどうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 免除申請の説明が効いているのか、この経済状況がそうさせているのかわかりませんが、免除申請者が先ほど言われたとおり年々増加している。また、特に40歳以降、50歳代についてはそういう申請者がたくさんおられます。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） では、年金の担当者と生活保護の担当者との連携や協議はなされていますか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 市役所内で同じ部内でございますし、随時連携がとれていると思っております。ただ、関連法が違いますので情報の共有ということではできませんが、生活保護等の申請があったとき、年金の加入状況とか、そういうところがありまして、加入月数とか申請免除できていない方については、そういう免除の手続等の説明をやっておりますし、免除すればそのメリットといいますか、国費が2分の1入りますし、その加入期間も算入されますので、そういうところを説明して、お互い情報を交換しながら連携をとっていると思っております。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 免除申請者の方々が平成21年度は20代が165人です。30代が223名、40代290名、50代437名の方が免除申請をされていて、50代について特に増加していますが、生活保護に関連してくると思いますけれども、部長としての考えはどうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 個人的な考えで述べさせていただくならば、現在そういうことで、ここ数年来、不況等の影響によりまして、免除対象者が年々増加している状況でございます。

支払い能力がない対象者については、未納のまま事故、病気等でその後障害年金等が受給できない自体も考えられるため、積極的に先ほど言いました免除申請を行ったほうがいいですという説明をしております。免除申請を行っていただければ、将来受給する年金額は当然納付した場合より減額になりますが、無年金になる事態は防げるのではないのではないかと考えております。

また、生活保護制度は、個人の収入以外からも、世帯の収入や資産、ほかの法の活用、扶養義務者からの援助支援が優先されるため必ずしも生活保護に直結することではありませんけれども、今の国民年金制度では、未納者などの減額年金受給世帯が将来生活保護世帯になる可能性が高いと考えております。

なお、公的年金制度の土台であります国民年金の空洞化、無年金、低額年金及び保険料の負担等の世代間不公平感の解消のために基礎年金額を全額税で賄うことも検討されております。国の社会保障設計、制度改正の行方にも左右されるもので、その結果、生活保護制度も変わる可能性もあるため、今後国の動向等注視しながら進めていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） 今、免除申請のお話をされましたけれども、これは免除されても、あれは金額が決まっているでしょう。それに対して免除申請をされて、例えば1万5,000円のが7,500円ぐらいになっても払い切らなくて未納者になっている方も大分おられるのではないですか、今、どうですか。

○議長（堀江 隆臣君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（杉田 省吾君） 減額制度が全額免除、4分の3免除、半額免除、4分の1免除といろいろあります。免除された方については、その控除された分を納めていただければ効果が出てきませんので、そこを免除申請された方は確実に納付していただきたいと思っております。先ほど言われたとおり、免除申請しても納め切れないという人もおられることは事実でございますが、全体の把握はしておりません。

以上です。

○議長（堀江 隆臣君） 西本君。

○6番（西本 輝幸君） できるだけ生活保護につながらないように努力していただければと思います。

以上で終わります。

○議長（堀江 隆臣君） 以上で、6番、西本輝幸君の一般質問が終わりました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

あすも午前10時から一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 2時55分